

ドイツ連邦共和国における政党国家論

―「戦闘的民主主義」と政党の違憲問題―

國 吉 孝 志

目 次

はじめに

第一章 ウアイマル体制からボン基本法制定へ

第一節 基本法二一条と「戦闘的民主主義」

一、ウアイマル憲法の崩壊とナチス（NSDAP）体制

二、東西冷戦構造とドイツ民主共和国

三、基本法二一条と「戦闘的民主主義」

第二節 ドイツ連邦共和国の統治機構

一、連邦議会と連邦参議院

二、連邦憲法裁判所

三、連邦大統領

四、連邦首相

五、非常措置権と非常事態条項

六、ボン基本法における憲法保障

第二章 ドイツにおける政党の憲法上の地位

第一節 H・トリーベルの四段階説

第二節 政党の位置付けをめぐる諸説

一、国家機関説

二、社会団体説

三、権能付与説

四、媒体説

五、公的地位説

第三節 ドイツ連邦共和国の諸政党

一、CDU・CSU (キリスト教民主・社会同盟)

二、SPD (社会民主党)

三、FDP (自由民主党)

四、緑の党

五、DKP (ドイツ共産党)

六、NPD (ドイツ国民民主党)

第三章 ドイツ連邦憲法裁判所による政党違憲をめぐる諸判例

第一節 SRP (社会主義ライヒ党) 違憲判決

第二節 KPD (ドイツ共産党) 違憲判決

第三節 NPD (ドイツ国民民主党) 違憲申請

第四節 連邦憲法裁判所による政党違憲をめぐる諸判例の意義

おわりに

はじめに

本論文では、ドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）における政党の憲法上の地位について分析する。政党が統治機構の中でいかなる立場に置かれているのか、ドイツにおける政党国家論を参考に考察するものである。現代の民主主義国家において、国民は有権者という資格で国民の代表者を通じ、国家の政治的意志形成に参画していくことになるが、その中でもこのシステムに重要な役割を果たしているのが、政党である。政党は今日の議会制民主主義を支える本質的な要素であり、国民の政治的価値判断にも直接的な影響を与えているといっても過言ではない。政党に関しては、ドイツを中心とする学者によってこれまでも研究が進められ、多数の学説が存在する。そのなかでも、政党の位置付けについて唱えた最も基礎的な学説としてH・トリールの「四段階説」が挙げられる。その他にも「国家機関説」、それに相對する「社会团体説」、その他の説として、「権能付与説」、「媒体説」、「公的地位説」など、G・ライプホルツをはじめとする著名な学者による学説が存在するが、いずれも後述の二章一節において紹介していく。

本論文のテーマの中心である「戦間的民主主義」については、一九三三年から一九四五年までのドイツのナチス（NSDAP）体制とその後一九八九年までの東西冷戦構造と東西ドイツ分断の歴史的経緯を抜きにして語ることはできない。一九四五年五月八日にドイツは無条件降伏し、第二次世界大戦における敗戦国のひとつとなった。その後、ドイツの統治をめぐるソ連と西側連合国の関係悪化を発端とする東西冷戦の進展により、東西ドイツは分裂することとなる。西ドイツにおいては一九四八年八月一〇日から二三日まで、憲法草案作成のための会合がヘレンキームゼーで開催され、新たな憲法草案として「ヘレンキームゼー草案」がまとめられ、一九四九年五月八日に一一の州の議会議会

ら選出された代表者による基本法制定会議でボン基本法が制定された。このボン基本法制定にあたっては、ヴァイマル体制での反省点を踏まえたものとなっている。ナチスの政權掌握を許したヴァイマル憲法の欠陥はその民主主義制度の脆弱性に責任が帰着するものとされたが、そこでボン基本法に盛り込まれたのが「戦闘的民主主義」である。これは「自由で民主的な基本秩序」を維持するために、「民主主義の敵」からの防衛手段を制度化している。また、戦後ドイツでは、ベルリンの東西分断に代表される通り、米ソを中心とする東西冷戦の最前線でもあった。そのような国際情勢の中で、常に社会主義陣営の脅威に晒されてきた西ドイツにおいて、この「戦闘的民主主義」の役割は決して小さなものではない。つまり、「戦闘的民主主義」はこの時、国家社会主義などの極右イデオロギーとマルクス主義など社会主義陣営の極左イデオロギーを対象としていることがわかる。ちなみに、ドイツの連邦憲法裁判所は、基本法二二条二項に基づき、一九五二年に社会主義国家党(SRP)、一九五六年にはドイツ共産党(KPD)対して、違憲判決をだしている。これらの判決については、第三章において述べるものとする。

ボン基本法の制定は、ヴァイマル体制下の統治機構にも大きな変革を果たした。例えば、連邦議会と連邦参議院の選挙法は、極小政党に議会の議席を与え、結果的に一九三三年にドイツの議会制民主主義を崩壊せしめたヴァイマル時代からの反省から、ラント(州)において有効投票の五%の獲得によって議席の割当をうけることができる、「五%条項」(阻止条項)を設けている。連邦憲法裁判所に対する政党違憲申請の権能も付与されている点からも、連邦議会、連邦参議院の政党に対する役割も強化されている。連邦憲法裁判所については、基本法二二条二項の政党の違憲を審査する機関であることから、「戦闘的民主主義」との関わりにおいて非常に重要な地位を占めている。ヴァイマル憲法におけるライヒ(国)大統領の権限も、その独裁的性格が見なおされ、ボン基本法では統帥権や非常措置権など

の独立の執行権力を持たないものとされた。その一方で、ボン基本法は、その政治的比重が連邦大統領よりも連邦首相へと重点が移されていることが特徴的である。その他、国家緊急権ともいえる非常事態条項も、ヴァイマル体制下の非常措置権に対する反省から、非常事態においても、三権分立を維持し、議会によるコントロールを受けられる制度が設けられている。このように、統治機構においても、「自由で民主的な基本秩序」を保障するための構造がみられる。

そして本論文において中心となる「戦闘的民主主義」を盛り込んだボン基本法を象徴する判決として、連邦憲法裁判所による、社会主義ライヒ党違憲判決、ドイツ共産党違憲判決、そしてドイツ国民民主党違憲申請は特に重要な事例であり、判例の内容に触れ、その意義についても言及する。

第一章 ヴァイマル体制からボン基本法制定へ

第一節 基本法二一条と「戦闘的民主主義」

一、ヴァイマル憲法の崩壊とナチス（NSDAP）体制

一九一八年一月からの革命を発端として制定されたヴァイマル憲法は、一九三三年に事実上の終焉を迎えたといえる。国家社会主義ドイツ労働者党（Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei）は一九三二年七月の選挙で大躍進で、ヒンデンブルク大統領によって、ヒトラーが首相に任命されることとなった。

一九三三年二月二八日、国家社会主義ドイツ労働者党(以下「ナチス」という。)は、「民族および国家の保護のためのライヒ大統領令」を制定した。ナチスがこの法律を成立させた前日、二月二七日に、国会議事堂が放火される事件が起こる。この事件は、「ドイツ共産党 (Kommunistische Partei Deutschlands) によるものとされたが、事実関係は不明である。事件の翌朝に公布されたのが、この「民族および国家の保護のためのライヒ大統領令」である。本令は、ヴァイマル憲法四八条二項による大統領の非常措置権の結果であるが、実質的には、このような制定過程を反映した内容となっている。まず、本令は、ヴァイマル憲法四八条二項⁽¹⁾に規定された基本権のすべてを停止している。この停止は、「当分の間」とされていたが、最終的に一九四五年まで効力を失うことはなかった。⁽²⁾

そして、一九三三年三月二四日には、「民族および国家の危機を除去するための法律」が制定され、一般的に「授権法 (Ermächtigungsgesetz)」とよばれる同法の成立は、政府に立法権を与えることとなり、事実上、議会の崩壊を意味することとなった。授権法の成立には、全議員の三分の二の出席と賛成が必要とされたが、ナチスは強硬な議会工作によってこれらの要件を満たした。⁽³⁾ 授権法について最も注目すべき点は、本法の憲法に対する優位が定められている点にあったといえる。授権法の第二条は、「ライヒ政府が議決したライヒ法律は、ライヒ議會およびライヒ参議院の制度それ自体を対象としない限り、ライヒ憲法に違反することができ。ライヒ大統領の権利は、これにより影響を受けない」とされている。また、本法は五条で、一九三七年四月一日までの時限立法とされていたが、結局、一九四五年まで効力を失うことはなかった。⁽⁴⁾

このように、授権法の成立は、ヴァイマル憲法を崩壊せしめる結果を招いた。なかでも、憲法保障の規定ともいべき憲法四八条第二項が、ナチスによって悪用され、それによって憲法秩序が破壊されたことは、ヴァイマル憲法の

「非常措置権」の問題性が露呈したことになる。非常措置権の問題性については、後述の第一章二節の五で触れることとする。

ナチス政権下においてこのことは、国法学者たちの間にも大きな影響を与えた。一九三三年にナチスが政権についてから、多くの学者が大学から追放されたり、国外へ亡命するなどした。そのなかには政党について、「国家機関説」を唱えるG・ライプホルツや、純粋法学を唱えるH・ケルゼンなども含まれる。H・ケルゼンは、政治的、倫理的価値を一切排除し、法律を科学的、合理的に分析する実証主義的な法学（純粋法学）の確立をめざした。また、彼は、ナチス支持勢力が議会の過半数を占めるに至った状況を見て、民主制の破壊を論じ、民主制をいかに擁護するべきかを自問し、「民主制支持者は、宿命的な矛盾に陥り、民主制救済のために独裁制に訴えようとすべきではない」という姿勢を示し、自由の理念が民主制の核心であることを強調した。⁽⁵⁾

ナチスの政権掌握とヴァイマル憲法の崩壊の原因は、当時の政治的、社会的背景も関係している。一九一八年の第一次世界大戦における敗戦はヒトラーに政界への途をひらき、ヴェルサイユ体制と同一視されたヴァイマル憲法はドイツ国民にとって決して親しみをもって捉えられなかった。また、一九二九年の世界恐慌を発端に、ドイツの政治、経済も不安定となるなかで、ヒトラーのすすめる経済政策が、多くの支持を集めたことも事実である。このような、「民主主義の自殺」を招いたヴァイマル時代の反省は、後述するボン基本法制定において独裁制に対する新たな防衛手段、すなわち「戦闘的民主主義 (Streitbare Demokratie)」をとることとなった。ナチス体制に対する反省から生まれた「戦闘的民主主義」は、その後東西冷戦下の西ドイツの政治にも大きな影響を与えていくことになるのである。

二、東西冷戦構造とドイツ民主共和国

一九三九年に勃発した第二次世界大戦は、一九四五年四月三〇日にヒトラー総統がベルリンで自決し、五月八日にはドイツ国防軍が連合軍に対し無条件降伏を受け入れるというかたちで終戦を迎えた。アメリカ、イギリス、ソ連の三カ国は、管理委員会を設置し、六月五日、これにフランスが加わるというかたちでドイツの直接占領が決定し、四カ国による分割統治が行なわれた。一九四五年七月一七日から八月二日までのアメリカ、イギリス、ソ連による協議の結果、ポツダム協定が成立した。ポツダム協定では、「将来、民主的、平和基礎の上に、その生活の再建の実現を準備する」可能性が与えられるべきとされたが、民主的という言葉の意味も、英米側とソ連側とは意図がくいちがっていた。⁽⁶⁾六月一日、ドイツ共産党は新ドイツ再建に際して、反ファシズム、民主主義的変革のための行動綱領をしめた。六月一七日、ドイツ社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschlands) もドイツ共産党への協力に賛成し、一九四六年四月に「ドイツ社会主義統一党 (Sozialistische Einheitspartei Deutschlands)」を創立した。⁽⁷⁾ソ連占領地区では、ドイツ社会主義統一党の他にキリスト教民主同盟 (Christlich Demokratische Union) 、ドイツ自由民主党がみとめられていた。

米英仏側は、ドイツの占領政策をめぐる、中央集権国家をめざすソ連側と意見が対立していた。この対立は次第に高まっていき、一九四八年三月一〇日にソ連が管理委員会を脱退した後、六月二二日の西側連合国による通貨改革によって決定的となった。六月二三日にソ連は、ベルリン封鎖を行なうが、米英軍による空輸作戦によって失敗に終わった。⁽⁸⁾一九四九年五月二四日、米英仏三カ国占領地区において「ドイツ連邦共和国基本法」(ボン基本法) が施行され、同年の一〇月七日には、ソ連占領地区においても「ドイツ民主共和国憲法」(東ドイツ憲法) が施行された。ドイ

ツ民主共和国憲法の制定発布に対し、ボン基本法の施行が刺激をあたえたことは否定できない。⁽⁹⁾

一九四九年のドイツ民主共和国憲法は、一条一項で、五つのラント（州）によって構成される連邦国家であることを明記している。統治機構としては、選挙によって選出された議員で構成される「人民議会（Volkskammer）」とラントの意志を代表する「参議院（Länderkammer）」による二院制となっており、元首は共和国大統領がおかれた。これらの点から、本憲法は西ドイツの統治機構と似ており、将来的に東西ドイツの統一に配慮したものとの推測もあつたが、全体的にヴァイマル憲法をとりいれたといわれている。⁽¹⁰⁾ 首都はベルリン（東ベルリン）とされ、国旗に関しては、西ドイツと同じ黒、赤、金の共和国旗にドイツ民主共和国の国章をつけたものとなつた。⁽¹¹⁾

社会主義政策を進める政府（ドイツ社会主義統一党）に対する国民の抵抗が一九五三年六月一七日に起こつた大規模な暴動である。当時、行政の中央集権化、農業の集団化政策（コルホーズ化）が進められ、行政、司法、経済などあらゆる面で社会主義化が徹底された。こうした背景で起こつたのが一九五三年の暴動であるが、結果的に政府はソ連軍の協力を得てこの暴動を鎮圧した。暴動によって政府の進める農業の集団化政策や私営商店の減少政策も一時中止された。しかしその後、政府はさらに社会主義政策を強化し、一九六〇年には大統領制に代わり、「国家評議会制（Staatsrat der Republik）」⁽¹²⁾が創設された。

一九六八年四月九日に施行された新憲法はソ連をモデルに制定され、自由主義的性格を払拭し、社会主義体制を明確化している。一九六八年当時の前文では、「アメリカ合衆国の指導の下にある帝国主義が、西ドイツの独占資本層と結託して、帝国主義を基礎とし、社会主義に対する闘いを基礎として西ドイツを築き上げるために、ドイツを分断したという歴史的事実に鑑み…ドイツ民主共和国の人民は…この社会主義憲法を制定した。」⁽¹³⁾とし、アメリカや西ドイツ

に対する対決姿勢を明確にしている。

このように、ドイツ民主共和国の成立過程や憲法体制をみても、国民の自由が制限され、行政も権力集中的な性格が強いことがわかる。政治においても、ソ連を背景に社会主義統一党の独裁色が強く、事実、一九四七年から五三年まで一三〇万人、一九五四年から六〇年までに一五〇万人の東ドイツ人が、西ドイツへと亡命している。¹⁴ こうした東ドイツにおける政治体制は、ナチス体制と同様に、西ドイツの政党制にも、一九五六年のドイツ共産党違憲判決というかたちで影響を与えたことは有名である。その意味でも、東西冷戦構造を背景とするドイツ民主共和国の存在が西ドイツに戦闘的民主主義という新たな概念を生み出したといえる。

三、基本法二一条と「戦闘的民主主義」

ドイツ連邦共和国基本法(ボン基本法)が一九四九年五月九日に憲法制定会議で制定されたことは序説でも述べたとおりである。この「基本法」という概念は本憲法が暫定的なものであることを意味している。ボン基本法の制定に際しては、ヴァイマル体制とそれを破壊して生まれたナチス体制に対する反省をその原点としていることは明らかである。しかし、同時に本憲法の草案である「ヘレンキームゼー草案」が起草される一九四八年当時、米英仏側とソ連側の対立が深まり、ドイツの東西分裂が明確化していく時期でもあった。このような背景で制定されるボン基本法に盛り込まれた「戦闘的民主主義」が対象としているのは、決してナチス時代への反省だけではなく、ソ連の傘下にあるドイツ民主共和国をも含んでいるとみられる。つまり、ドイツ連邦共和国の誕生、基本法制定は東西冷戦の産物でもあったといえる。¹⁵

ボン基本法の条文において、「戦闘的民主主義」の概念は表現されていない。しかしこの概念は連邦憲法裁判所が一九五六年のドイツ共産党違憲判決で述べたとおり、ボン基本法制定者の思考の基盤となっている。「戦闘的民主主義」が盛り込まれている規定は、以下のものである。「その目的が刑法と抵触する団体あるいは…憲法秩序に反する団体は禁止される。（基本法九条二項）」「出版の自由（五条一項）、教授の自由（五条三項）、集会の自由（九条）、信書、郵便および電話の秘密（二〇条）、所有権（二四条）あるいは庇護権（二六条二項）を自由で民主的な基本秩序に反する闘争に濫用するものは、基本権を喪失する。喪失とその程度は連邦憲法裁判所によって決定される。（基本法一八条）」「その目的あるいはその支持者の行動によって自由で民主的な基本秩序を侵害もしくは除去し、あるいはドイツ連邦共和国の存立を危うくすることをめざす政党は違憲である。違憲性の問題については連邦憲法裁判所がこれを決定する。（基本法二二条二項）¹⁶」。以上が「戦闘的民主主義」を盛り込んだ規定であるが、そのなかでも本論文において中心的に取り扱うのが、基本法二二条二項の、政党に関する規定である。「戦闘的民主主義」を最初に構想したのはカール・レーヴェンシュタインである。彼は一九三一年のハレでの国法学者大会において、既に反議会主義政党に対する「国家の自己保存義務」について言及しており、一九三七年の論文においては“militant democracy”という概念を初めて提示した。カール・マンハイムも一九四三年の論文において同じ用語を用いているが、一九五一年には“streitbare Demokratie”という用語を用いている¹⁷。

政党への違憲判決については、先にも述べたとおり、基本法二二条二項が根拠規定となっている。基本法二二条二項に規定されているとおり、「自由で民主的な基本秩序（*freiheitliche demokratische Grundordnung*）」を侵害し、「ドイツ連邦共和国の存立を危うくすることをめざす政党」は連邦憲法裁判所によって違憲とされ禁止されることと

なる。この規定の特徴は、基本法九条や、一八条のような「戦闘的民主主義」を盛り込んだ他の規定と異なり、対象を政党に限定している点で、狭く解釈されることである。この背景には、政党を憲法で保障することによって、政党に憲法上の特別な地位（政党特権）を与え、同時に政党が憲法上の制度として連邦憲法裁判所による法的規制を受けることになるのである。¹⁸基本法二二条一項では、「政党は、国民の政治的意思形成に協力する。政党の結成は自由である。政党の内部秩序は、民主制の諸原則に合致していなければならない。政党は、その資金の出所および用途ならびにその財産について、公的に報告しなければならない。」と規定されており、政党結成の自由を含めて政党の存在を認めている。¹⁹ヘッセによると、政党の自由には対外的自由と対内的自由があると述べており、ヘッセの言う「政党の対外的自由は国家の侵害および影響から政党を擁護する」ものであり、「政党の設立、加入および脱退が自由である」とを意味し、政党は他の結社と異なり、解散に対して特別な保護を受けることができる。²⁰このように基本法二二条では、一項で政党に憲法上の地位を保障する一方、二項では、「自由で民主的な基本秩序」を維持するために、政党に規制がかけられているのである。

基本法二二条二項の違憲政党禁止については、近代立憲国家の歴史にも重要な意義を持っている。第一は、憲法秩序と政治的自由権の衝突を、自由で民主的な基本秩序と国家存立の保持が憲法に敵対する勢力や、その企ての自由な発展に優先するという方法で解決したことである。この背景には、ヴァイマル憲法における価値中立主義的で、あくまで手続的な民主主義の保障から、価値に拘束され、それを防衛する「戦闘的民主主義」への転換があげられる。第二は、基本法はそのような解決方法に憲法的効力 (Verfassungskraft) を与えたことである。²¹この点にも「戦闘的民主主義」が、ヴァイマル時代の価値相対主義に対する反省からの影響を受けていることがわかる。ヘッセは、基本

法二二条二項に規定された憲法に敵対する政党を禁止する可能性は予防的な憲法保障 (Präventiver Verfassungsschutz) にとつてきわめて重要な意味をもつとしている⁽²²⁾。政党の憲法上の地位についても、基本法二二条の規定は、一般的に政党の「憲法編入」とみなされている。政党について、「国家機関説」を唱えているG・ライプホルツは、政党条項について「規定の目的は、政治的現実を成文法と調和させることである」と述べている⁽²³⁾。

違憲政党を禁止する規定が、基本法二二条二項であることはこれまで述べてきたが、基本法二二条三項は、一項、二項の規定について「詳細は連邦法律でこれを規定」されることを明らかにしている。基本法二二条三項のいう連邦法律とは、政党法である。その中でも、違憲政党の禁止についての詳細を定めた条文は、第七章 違憲政党禁止の執行の三二条以下である。三二条から三二条五項では、政党禁止の執行手続きが、三三条から三三条三項では、違憲政党の「代替組織の禁止」について詳細に定められている⁽²⁴⁾。

「戦間的民主主義」が盛り込まれている条文は、政党条項だけに留まらず、憲法秩序に反する団体（基本法九条二項）、基本権濫用の制限（基本法一八条）等が挙げられることは既に述べたことであるが、こうした規定も憲法保障に不可欠である。憲法秩序に反し、「自由で民主的な基本秩序」を破壊しうる主体は政党に限られない。結社、団体、または一個人も含まれるのである。しかし、ボン基本法の成立過程での戦後ドイツの歴史的、政治的背景を考えたとき、「戦間的民主主義」を含んだ規定のなかで、基本法二二条の政党条項が、重要な意味を持つことも事実なのである。

第二節 ドイツ連邦共和国の統治機構

一、連邦議会と連邦参議院

ヴァイマル憲法の崩壊を招いた要因として、一章一節において、ナチス政権の誕生と「授権法」について述べたが、その他の要因として、ヴァイマル体制下のライヒ議会議員の選挙制度が比例代表制であったこともあげられる。比例代表制は、基本的には政党を選ぶ選挙制度である。一方で、小選挙区制度は人物を選ぶ選挙制度である。比例代表制では、各政党の得票率によって政党の名簿から当選者を決定する制度であるが、ヴァイマル憲法では、この方式を採用していた。ヴァイマル憲法二二条は、「議員は、普通、平等、直接および秘密の選挙において、比例代表の諸原則に従い、満二〇歳以上の男女によってこれを選出する⁽²⁵⁾」とし、比例代表制を規定している。しかし、このような選挙制度は、厳正拘束名簿制を採用したことにより、諸政党の提出した名簿によって選挙人は拘束され、有権者と議員は疎遠になり、小党分裂を招く結果となった⁽²⁶⁾。このことはナチス体制誕生の途を開くことになった。

一九四九年に成立したボン基本法は、ヴァイマル憲法の比例代表制をとらなかつた。基本法三八条一項は、「ドイツ連邦議会の議員は、普通、直接、自由、平等および秘密の選挙でこれを選挙する⁽²⁷⁾」とされ、ヴァイマル憲法二二条の規定に自由という原則が加えられた。戦後、永続的な連邦選挙法が制定されたのは一九五三年のことである。この制度では当初、半数の議員を小選挙区制によって選挙し、残り半数を比例選挙制によって選挙されるものとされたが、最終的には、「小選挙区制を加味した比例代表制」がとられることとなった。その他には、ヴァイマル体制の小党分裂の反省から、得票率が五パーセントを満たない政党を排除する「五パーセント阻止条項⁽²⁸⁾」も設けられた。連邦参議院

の権限に関しても、ヴァイマル憲法のライヒ参議院より強化されている。ボン基本法は、連邦議会の議決のほか連邦参議院の同意なしには成立しない法律をみとめている。⁽²⁹⁾

二、連邦憲法裁判所

ボン基本法では、連邦憲法裁判所による憲法裁判権が認められている。ヴァイマル憲法のもとでは、裁判官による合憲性審査について議論がなされ、実際に裁判所による法律の合憲性審査も行なわれたが、無効になった法律は一つもなかった。一九一九年のヴァイマル憲法制定国民会議における起草委員会で、違憲審査権をめぐる激しい議論が展開された。この議論の中では、法律の合憲性審査権は裁判官にのみ与えられるべきという主張も出されたが、結局否決されることとなった。裁判所による法律審査権の問題はその後の憲法の発展に委ねられ、一九二二年四月二八日のライヒ裁判所の判決は裁判所の法律審査を肯定した。⁽³⁰⁾

本論文において、ボン基本法の連邦憲法裁判所制度について最も着目すべき点は、政党禁止裁判制度である。基本法二二条二項では、「ドイツ連邦共和国の存立を危うくする政党」を違憲とすることができ、「連邦憲法裁判所がこれを決定する」ことが規定されていることは既に述べた通りである。このことから、「戦闘的民主主義」や政党の禁止問題を考える場合、ドイツの統治機構の中でも、連邦憲法裁判所が最も重要な役割を占めることは明らかである。政党禁止裁判制度について、手島孝教授は、その問題点も提起している。それによると、政党禁止を、執行府の行政措置ではなく、独立の司法機関における裁判手続によらしめることは、或る意味で高度の保障を提供するものであると評価しつつ、政党禁止は、すぐれて政治的な裁量、決断を要する政治的行為（Regierungsakt）であり、このような

行為が、本来司法を任とし従って国民に政治的責任を負わない裁判所で行なわれることは西欧民主主義の政治機構における三権分立・責任政治の大原則からして、甚だ問題といわざるを得ないとしている。⁽³¹⁾ ライプホルツによれば、今日、伝統的な権力分立体系が貫徹できないことを前提に、「真性の憲法司法が若干程度同時に執政(Regierung)・立法作用を行なう」と指摘する。例えば、大臣弾劾、政党禁止、基本権失効は真性の判決であると同時に「独立に付加的な政治的作用を果たす」こととなる。⁽³²⁾ これは「最高の権威を与えられた憲法機関⁽³³⁾」とされる連邦憲法裁判所の特殊な地位が考えられる。憲法裁判の権限については、その正当性が求められるが、これは、憲法の優位性に求められる。その理由として立憲国家ないし法治国家において、すべての国家行為は憲法にその根拠を有していなければならない。憲法裁判は、憲法の優位性を根拠に、憲法の保障を行うものである。また、民主主義的な正当性の問題についても、憲法裁判は、国民の意思の合致に基づいた憲法を適用するにすぎないということになる。⁽³⁴⁾

三、連邦大統領

ヴァイマル憲法と、ボン基本法における大統領に関する規定は大きく異なっている。ヴァイマル憲法では、ライヒ大統領は多くの権限を有していた。ヴァイマル憲法四五条の外交権限は、「ライヒ大統領は、国際法上ライヒを代表」し、「ライヒ大統領はライヒの名において諸外国と同盟およびその他の条約を締結する」ことができる。四六条では、「ライヒ公務員および将校を任命し罷免」できる任免権、四七条の軍隊指令権(統帥権)、そして、四八条は一章一節でも挙げた非常権限(非常措置権)である。四八条一項では、「ラント(州)がライヒ憲法、ライヒ法律によって課せられた義務を履行しないときは、ライヒ大統領は、武装兵力を用いてこの義務を履行させること」ができ、二項では、

「公共の安全、および秩序に著しい障害が生じ、その虞れがあるときは：必要な措置をとることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入すること」ができる。その他にも、四九条の恩赦権が挙げられる。⁽³⁵⁾ これらの強力な大統領権限は結果的に、ヴァイマル憲法の崩壊を招き、ナチスの独裁への途を開く要因にもなった。基本法制定会議の公的見解も、ナチスの独裁制は、一九三三年の大統領国家 (Präsidentalstaat) をもとに発展し、この大統領国家が独裁制への先駆的な役割を担ったとしているが、この結果を考慮しなかったとしても、いわゆる大統領内閣ないし大統領国家が議会制民主主義を変質せしめる原因となったことは否定できないとしている。⁽³⁶⁾

このようなヴァイマル憲法におけるライヒ大統領の大統領権限への反省から、ボン基本法では、大統領制の権限を大きく制限している。基本法制定会議では、当初、大統領制の性格を除去しようとした。基本法制定会議は、独裁制の発生を憲法で制限することを考え、憲法構造により、これに対処しようと考えた。ヘレンキームゼー草案の段階で、少数派は国家元首制度の廃止を主張したが、基本法制定会議は、ヘレンキームゼー草案の多数派と同様に、ヴァイマル憲法の構造にそくした改築を考えた。⁽³⁷⁾ 連邦大統領の権限について、ボン基本法では、五九条で「国際上の代表権」、「条約締結権」、六〇条では「連邦裁判官・連邦公務員等の任免権、恩赦権」が規定されており、一方で、ヴァイマル時代の「統帥権」はなくなり、六一条では「連邦大統領の訴追」に関する手続きが規定された。このように、基本法では、議会によって選挙された連邦大統領には、極めて狭く制限された権限のみが与えられ、最高の国家指導権に独立して、決定的に関与することが禁じられる。⁽³⁸⁾ ボン基本法では、連邦大統領の権力的比重が連邦首相の方に置かれていたことに特徴があるといえる。ヴァイマル憲法におけるライヒ大統領の国家機関の強力な地位は結果的に独裁制を招き、憲法を崩壊に至らしめる原因となったことは既に述べたが、その反省に立ったボン基本法の大統領制は、憲法

保障という観点からも重要な位置付けを占めている。

四、連邦首相

連邦大統領でも述べたとおり、ヴァイマル憲法では、ライヒ大統領の権限にウエイトが掛かっており、ライヒ首相の権力はライヒ大統領に対して、比較的小さなものであった。ヴァイマル憲法五二条では、「ライヒ首相はライヒ大統領がこれを任免し、ライヒ大臣は、ライヒ首相の提案に基づき、ライヒ大統領がこれを任免する。」とされ、五五条では、ライヒ首相の任務について、「ライヒ首相は、ライヒ政府の議長であり、ライヒ政府が決議しライヒ大統領が認可する執務規則に従って、その職務を執行する。」としている。また、五六条でライヒ首相の権限について、「ライヒ首相は政府の方針を定め、これについてライヒ議会に対して責任を負う。」とされていた。³⁹⁾「政府の方針」を決定することができる点において、ライヒ首相の権限は重要なものであったといえるが、場合によっては、ライヒ大統領も、ライヒ首相に対して口を挟み、しかもそれによって政府の方針(政綱)にも若干の影響を及ぼすことができた。⁴⁰⁾

ボン基本法は、「首相民主制 (Kanzlerdemokratie)」を定めている。実際、基本法は、ヴァイマル憲法下のライヒ首相の地位に比べて連邦首相の地位を強化した。連邦首相の実定法上の地位について、第一に、それはその組閣権に基づいている。連邦首相は、大臣を選任し、連邦大統領を拘束する大臣の任免の提議をを行う(六六四条一項)。第二に、連邦首相のきわ立った実体法上の地位のかなめは、可能かつ必要なガイドラインの実施という意味において政綱を決定する権限である(六五条一段)。連邦大臣は所管事務の指揮にあたって、また内閣は合議による決定にあたって、政綱に拘束されている。最後に、基本法六五条四段では、連邦首相は、連邦政府の事務を指揮するとされている。⁴¹⁾

ヴァイマル憲法では、ライヒ首相の任免権はライヒ大統領が有していたが、ボン基本法の連邦首相は、連邦大統領の提議により、連邦議会の多数決によって選挙され、連邦大統領によって任命される（六三条一項・二項）。また、連邦首相に対する不信任決議については、連邦議会議員の多数決で、後任の連邦首相を選挙し、連邦大統領に連邦首相の解任を求めるという方法によってのみこれをなしうる（基本法六七条一項⁽⁴²⁾）。

以上のとおり、連邦首相の憲法的地位は、ヴァイマル憲法下のライヒ首相の地位に比べて、独立した権限を持っている。同時に現在の連邦大統領の権限は極めて限定されたものとなっており、ここでも、ヴァイマル体制からの反省から生まれた「首相民主制」が議会制民主主義の機能を徹底させるものとなった。また、連邦憲法裁判所に対する政党の禁止申請も、連邦政府が申請権者となる点からも、「連邦政府の事務を指揮する」連邦首相の存在意義は格段に大きくなった。

五、非常措置権と非常事態条項

ヴァイマル体制下において、国家緊急権である非常措置権が、ヴァイマル憲法の崩壊に至らしめる契機を与えたことは、一章一節の一でも述べた。ライヒ大統領の非常措置権については、ヴァイマル憲法四八条二項で規定されている。それによると、ライヒ大統領は、非常事態には、基本権の保障を停止することができる。ヴァイマル共和国は歴史的に、この非常手段を恒常的な手続とした。つまりライヒ大統領の非常措置権は、法律にかかわるべき命令を発する権限をも含むと解され、実際にそのような取り扱いがなされた。H・シュナイターが述べるとおり、本項の役割は、非常事態除去のための措置としての本来の授権ではなく法律にかかわるべき命令を発する権限に変わってしまった⁽⁴⁴⁾。

ボン基本法の非常事態条項については、八一条に規定されている。それによると、八一条一項で、「第六八条の場合において連邦議会が解散されなるときには、連邦大統領は、連邦政府がある法律案を緊急なものであると表示したにもかかわらず連邦議会がこれを否決したとき」と、「連邦総理大臣がある法律と第六八条の動議と結合させていたにもかかわらず否決されてしまった場合」は、「連邦政府の申立てに基づき、連邦参議院の同意を得て、立法上の緊急事態を宣言することができる」としている。⁽⁴⁵⁾ この「立法緊急状態」の制度は、宣言者である連邦大統領より、これを申立てる連邦政府および「政治の方針」の決定権をもつ連邦首相に重点がおかれている。同条二項では、「立法緊急事態が宣言された法律案は、連邦議会が当該法律案を再び否決したとき、または当該法律案の中の連邦政府が受諾することができないと表明する文言で採択したときは、連邦参議院が当該法律案に同意する限り、その法律は成立したものとみなされる。連邦議会に法律案が再び提出された後、四週間以内にその法律案を通過させないときも同じである」。三項では、「いかなる法律案も、同一首相は立法緊急事態が最初に宣言された後、六ヶ月の期間内は、緊急状態の法律として、これを通過させること」ができ、「同一首相の任期中は、立法緊急状態は一度しか宣言することはできない」としている。四項では、「基本法は、緊急の法律によって変更し、または全部をもしくは一部を廃止し、もしくははその適用を禁止することはできない」と規定されている。⁽⁴⁶⁾ つまり、四項の規定は、ヴァイマル憲法四八条二項の非常措置権を念頭に置いている。

非常事態条項は、国家の存立、公の安全と秩序に深刻な危険が生じた場合のための国家緊急権である。しかし、ヴァイマル体制下の非常措置権の反省から、非常事態条項には厳格な手続が定められた。その意味でも、非常事態条項は、憲法保障の要素を盛り込んだものといえる。

六、ボン基本法における憲法保障

本節では、ドイツ連邦共和国の統治機構が、ヴァイマル体制との比較において、いかなる変化がなされたのかを検証し、それぞれの統治組織等の中に見られるヴァイマル時代の教訓や、憲法保障の観点からこれらの制度を見てきた。その中には、「戦闘的民主主義」に直接的に関係する統治組織も含まれている。連邦議会、連邦参議院は、連邦憲法裁判所に対して、政党禁止の申請権者でもある。これについては、連邦政府も同様で、「連邦政府の事務を指揮する」連邦首相もこれに含まれる。そして連邦憲法裁判所は、政党の禁止を決定することからも、「戦闘的民主主義」との関係が最も密接な機関である。ヴァイマル体制では、裁判所による合憲性審査も行われたが、実際には機能しなかった。ボン基本法での連邦憲法裁判所による合憲性審査は憲法の保障に重要な役割を果たしている。連邦大統領については、ヴァイマル時代のように独立した強い権限は与えられず、議会によって選出される連邦首相の方にウェイトがおかれている。ボン基本法の非常事態条項も、ヴァイマル憲法の非常措置権の反省から、申立の権限を連邦首相へ移し、その内容も、「同一首相の任期中に一度のみ」とされ、基本法の停止を禁じるなど、制限が加えられている。このとおり、ボン基本法の統治機構は、ヴァイマル憲法の反省点が生かされている。

(注)

(1) ヴァイマル憲法第四八条二項は、「ドイツ国内において、公共の安全および秩序に著しい障害が生じ、またはその虞れがあるときは、ライヒ大統領は、公共の安全および秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、一時的

に一一四条(人身の自由)、一一五条(住居の不可侵)、一一七条(信書・郵便・電話の秘密)、一一八条(意見表明等の自由)、一一三条(集会の権利)、一二四条(結社の権利)、および一五三条(所有権の保障)に定められている基本権の全部または一部を停止することができる」としている。高田敏二『初宿正典』『ドイツ憲法集 講義案シリーズ(17)』(二〇〇一・信山社出版) 一一二頁。

- (2) 参照、高田敏二『初宿正典、前掲書、一五三頁。
- (3) 参照、塩津徹『現代ドイツ憲法史—ワイマール憲法からボン基本法へ』(二〇〇三・成文堂) 七五頁。
- (4) 参照、高田敏二『初宿正典、前掲書、一五五頁。
- (5) 参照、田中成明二『竹下賢二』深田三徳二『亀本洋二』平野仁彦『法思想史(第二版)』(二〇〇四・有斐閣Sシリーズ) 一八四頁—一九四頁。ケルゼンは『民主主義の本質と価値』の中で、民主主義の本質を、個人の自由・自律の理念の共同生活における十分な実現という点に求め、自由は必然的に平等に結びついていると主張している。つまり、我々は皆平等なるが故に他者の支配に服すべき理由はなく自律してよいのだという見解を示しているのである。しかし、『正義とは何か』の中では、民主主義は絶対的ではなく、ただ相対的にのみ正しい政治形態として正当化され得るにすぎないとしている。相対主義については、「相対主義が全体主義に対する防衛を弱めた」(アレヒト)とする見解もある。加藤新平『法哲学概論 法律学全集I』(一九九〇・有斐閣) 五二七頁—五二八頁。
- (6) 参照、山田晟『ドイツ近代憲法史』(一九六三・東京大学出版会) 一三九頁。
- (7) 参照、上林貞治郎『ドイツ社会主義の成立過程…ドイツ民主共和国の創立』(一九六九・ミネルヴァ書房) 一八三頁—一八四頁。
- (8) 参照、山田晟、前掲書、一八七頁—一八八頁。
- (9) 参照、山田晟、前掲書、一八五頁。
- (10) 参照、山田晟『ドイツ民主共和国法概説 上』(一九八一・東京大学出版会) 七頁—八頁。
- (11) 参照、塩津徹、前掲書、一〇七頁。
- (12) 参照、塩津徹、前掲書、一〇九頁—一一〇頁。ドイツ民主共和国憲法では、国家評議会は国際法上代表し(六六条)、在外代表者の任免(七一条)、国防問題について決定し(七三条)、最高裁判所および検事総長の活動を監督する(七四条)とされて

- いる。塩津徹、前掲書、一一二頁。
- (13) 高田敏Ⅱ初宿正典、前掲書、一七三頁。
- (14) 参照、塩津徹、前掲書、一〇九頁。
- (15) 参照、塩津徹、前掲書、九七頁。
- (16) E・イエツセ、小笠原道雄Ⅱ渡辺重範（訳）『戦鬪的民主主義』（一九八二・早稲田大学出版部）二七頁―三〇頁。
- (17) 参照、木村俊夫「人権の概念と国家観―ドイツの基本権観をモデルとして―」比較憲法学研究一―号（一九九九）四二頁。
- (18) 参照、塩津徹、前掲書、一六五頁。
- (19) 参照、高田敏Ⅱ初宿正典、前掲書、二二〇頁。
- (20) 参照、清水望「西ドイツの政治機構」（一九六九・成文堂）七五頁。
- (21) 参照、山岸喜久治「ドイツ連邦共和国における政党禁止の法理」早稲田大学法学会「早稲田法学」Vol.67 No.3（一九九二）九六頁。
- (22) 参照、清水望、前掲書、八四頁。
- (23) 上脇博之『政党国家論と憲法学』（一九九九・信山社）四四頁。
- (24) 参照、江藤俊介「西ドイツにおける政党規制」川村俊夫 宮森繁（監修）労働者教育協会（編）『解説と資料 政党法』（一九八四・学習の友会）七二頁。なお、政党法では、三三条の違憲政党の禁止の執行で、「政党あるいは政党の部分組織が基本法二二条二項により、違憲の宣告を受けたときは、連邦政府の指定する官庁は、法律の範囲で、連邦憲法裁判所の判決の執行および補足の執行規定があれば、その執行に必要なすべての措置をとる。最高州官庁は、この目的のため、公共の安全および秩序維持の責任をもつ州の諸官庁および官署に対し、無制限の指示権を有する」とし、三三条の代替組織の禁止で、「連邦憲法裁判所法四六条と、基本法二二条二項に基づき禁止された政党に代わって代替組織を設立し、また既存の組織を代替組織として継続することは禁止する」と規定している。Grundgesetz, Beck-Texte im dtv, 36.Auflage 2001, SS. 142-143.
- (25) 参照、高田敏Ⅱ初宿正典、前掲書、一一六頁。
- (26) 参照、清水望、前掲書、一一八頁。
- (27) 高田敏Ⅱ初宿正典、前掲書、二二八頁。

- (28) 参照、清水望、前掲書、一一八頁―一二九頁。
- (29) 参照、山田晟、前掲書、一七〇頁。
- (30) 参照、清水望、前掲書、四二二頁―四二四頁。
- (31) 手島孝「政党禁止に関する憲法裁判制度について」九州大学「法政研究」Vol.25 No.2・4、二六二頁。
- (32) 参照、六戸常寿「憲法裁判所の動態(憲法研究叢書)」(二〇〇五・弘文堂)一五六頁―一五七頁。
- (33) 六戸常寿、前掲書、一五六頁。
- (34) 参照、工藤達朗(編)『ドイツの憲法裁判 ―連邦憲法裁判所の組織・手続・権限―』(二〇〇二・中央大学出版部・日本比較法研究叢書(60))二〇頁―二二頁。
- (35) 高田敏Ⅱ初宿正典、前掲書、一二二頁―一二三頁。
- (36) 参照、清水望、前掲書、二七六頁。
- (37) 参照、清水望、前掲書、二七六頁―二七七頁。
- (38) 参照、K.Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 16., erg.Aufl., 1988, S. 247.
- (39) 高田敏Ⅱ初宿正典、前掲書、一二三頁。
- (40) 参照、清水望、前掲書、三四三頁―三四四頁。
- (41) 参照、K.Hesse, aaO.S.242.
- (42) 参照、山田晟『ドイツ連邦共和国法の入門と基礎 ―ドイツの憲法および民法―(改訂版)』(一九九三・有信堂)六三頁―六四頁。
- (43) 参照、山岸喜久治、前掲論文、一一〇頁。
- (44) 参照、清水望、前掲書、五六一頁―五六二頁。
- (45) 高田敏Ⅱ初宿正典、前掲書、二四七頁―二四八頁。
- (46) 参照、清水望、前掲書、五七二頁―五七三頁。

第二章 ドイツにおける政党の憲法上の地位

第一節 H・トリーペルの四段階説

憲法と政党との関係を説明するうえで、最も重要な学説が、ここで述べる「四段階説」である。この説は、H・トリーペルの『憲法と政党』(Die Staatsverfassung und die politischen Parteien, 1927^o)と云う論文の中で提示されたものである。『憲法と政党』は、一九二七年八月三日、ベルリン大学の創設者F・ウィルヘルム三世(Friedrich Wilhelm III, 在位一七九八—一八四九年)の記念祭に国王の誕生日を祝してベルリン大学総長トリーペルが旧講堂で行った演説である。⁽¹⁾その中でトリーペルは、「歴史的にみれば、政党に対する国家の態度は、四つの段階を経てきている。われわれは、敵視の段階、その次に無視の段階について語ることができる。これに続いて、承認と法制化の時期があり、そして最後に憲法的編入(融合)の時代が続くのであろうが、この時代は、もとよりその存在および性格の点で今のところわれわれには疑問に思える」として「四段階説」について述べている。⁽²⁾

つまり、この「四段階説」では、「敵視」、「無視」、「承認」、「憲法的編入」の四段階に分けられることになる。トリーペルの見解によると、政党国家の成立は、ある人的集団の意志が法律的に国家意志としての効力を持ち、それにより国家機関と政党が同一視される場合に限られる。しかし現状は、政党は国家機関ではなく、憲法外の現象であり、政党の決定は、法的見地からも国家有機体(Staatsorganismus)とは異なり、拘束力や権威もなく、表明でしかない。トリーペルは、国家において政党勢力が政府の組織・支配に影響力を及ぼす状況について、形式的法律的見地と動的

政治的見地から分析すべきと論じた上で、政党国家の段階とは、ただ現実に政党政治的支配が存在するのみでは不十分で、政党が国家意思を法律上掌握し、政党思想が国家意思となる必要があるとしている。⁽³⁾ その意味でトリーペルはヴァイマル体制下における政党国家の成立を否定している。

「四段階説」を提唱したトリーペルの政党国家論に対し、ケルゼンは批判的な立場を示している。ケルゼンは、立憲君主制のイデオロギーや国法学説による政党に対する敵視は、民主政治に対する観念論的に仮装した攻撃であり、民主政治は必然的、不可避免的に政党国家であると論じた。そしてケルゼンは、純粹法学に対して形式主義の批判を浴びせたトリーペルに対し、トリーペルの国法学は、政党の問題に関しては、純粹法学よりも、形式主義に陥っているのではないかと反論した。トリーペルは、憲法を政治的法としてとらえ、憲法の理解には法的所与の他に、立法者の意思や政治理念をも汲み取る必要性を唱えている。一方、ケルゼンによると、トリーペルの考えは政治主義的で、恣意的な権力主義に癒着しており、民主制にとって有害であると考え、伝統的法治主義、法実証主義に拠るべきであると主張した。⁽⁴⁾

トリーペルの政党国家論は、ヴァイマル憲法時代に説かれている。しかし、現代においても、政党と憲法との関係を考察する場合、トリーペルの四段階説は、我が国においても、極めて重要な学説であるといえる。

第二節 政党の位置付けをめぐる諸説

一、国家機関説

ドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）における政党の憲法的地位については、多数の学説が提唱されているが、その中でも主要なものは、「国家機関説」と「社会団体説」に大別される。

国家機関説は、政党を国家機関とみなす学説であり、その代表的な提唱者が、G・ライプホルツである。ライプホルツは、政党が「正当な政治組織として国家機構のうちに組込まれた」と述べる他に、「近代民主主義の構造変化」という論文において、連邦憲法裁判所の判決を引用し、次のように述べる。「政党は『憲法の構造上の不可欠の構造要素』として立ちあらわれるが、それは政党が国民の政治的意思決定に協同することを通じて『憲法上の一機関としての機能』を果たし、憲法組織の中へ『編入』され、それによって同時に『国家の中の一連の統合的要因の中へと組込まれる』⁽⁵⁾。このように、ライプホルツは、政党を国家の領域に近づけ、国家機関とみなしている。つまりライプホルツによれば、比例代表制を採用するヴァイマル憲法は政党が国政の中心となる大衆民主制の政党国家であるとされ、その状況はボン基本法において、単に政治現実の段階の現象にとどまらず、基本法自体が政党を積極的に規範化したことで実定憲法の段階の現象でもあった。そしてこの政治的現実と実定法が調和しているボン基本法において、政党条項の規定によって政党が国法上の地位を与えられ、その見方もライプホルツ独自の政党国家論の立場から、「政党は、正当な政治組織として国家機構のうちに組込まれた」とする見方から、政党を国家機関とみなしたのである。⁽⁶⁾

ライプホルツの唱える国家機関説は本論文におけるテーマである「戦闘的民主主義」との関係性が最も深い学説で

あるといえる。G・ライプホルツは、ハイデルベルク、ベルリン大学で、法律学、哲学を修め、一九二八年にベルリン大学公法学および政治学私講師、一九二九年にはグライフスヴァルト大学公法学および政治学準教授を経て三一年にゲッティンゲン大学の教授となったが、三五年ナチスの圧政下に大学を去り、三八年から第二次大戦後まで、イギリスへ亡命し、オックスフォードにおいて研究をつづけた。⁽⁷⁾ 第二次大戦後、旧西ドイツに帰国したライプホルツは、「戦闘的民主主義」を肯定的に捉え、政党国家的民主制との関連で、基本法の「戦闘的民主主義」の立場について、「自由主義的民主制にあっても：その今日的な政党国家的形態においても：基本法によって認められた手段や準則の助けをかりて全体主義的政治体制を導入しようとする敵対者に対しては、法という武器をもって自らを防禦し、その企てをやめさせる権利を否認することはできない」とし、「いかなる民主制に対しても、自由の敵対者が、誤解された自由の力をかりてまずその自由を濫用し、もって自由な民主的基本秩序をその逆の方向に向けようとするのを拱手傍観するよう期待することはできない⁽⁸⁾」として支持する見解を述べている。連邦憲法裁判所は、社会主義ライヒ党(SRP)とドイツ共産党(KPD)に対し、違憲判決をだしているが、ライプホルツはいずれについても、「自由な民主的な基本秩序の基礎にある政党だけが、『政治的有意義に』、憲法構造への『編入』に参加できる」という見解を示している⁽⁹⁾。このように「国家機関説」は「戦闘的民主主義」との関係において非常に重要な役割を果たしているのである。

二、社会団体説

「国家機関説」と対立する学説に「社会団体説」が挙げられる。この立場は、政党が基本法九条の結社の自由に基づいた社会団体であるとする学説である。

この学説の代表的な論者は、H・クリューガーである。クリューガーは、政党を、社会の中にその地位を有すると述べ、また政党を、「社会の形成物（Gebilde der Gesellschaft）」と性格づけている⁽¹⁰⁾。また、一九五五年一月に政党法の制定に先立ち、その法的諸問題を解明するため、連邦内務省に設置された政党法委員会の「一九五七年政党委員会報告書」において、その多数説は、「本委員会の委員の一部が政党を憲法機関とするが、これは極端に過ぎる。ただ政党を憲法生活の認められた構成要素であることはできる。しかしその際に政党はその本質上国家組織の外にある自由な構成体（Bildungen）であり続けることが強調されなければならない。政党を国家組織の一構成要素とし、あるいは国家組織に政党を極めて接近させるようなあまりにも行きすぎた政党の制度化は、政党制がそのために反対に、その自由で非国家的な生活形態と活動の点で自らに与えられた選挙民の信頼を失う危険性を惹き起こしてしまうであろう」と指摘する。この報告書の要約からは、政党を国家・憲法機関と捉える見解とは一線を画し、政党を社会団体とみなしていることがわかる⁽¹¹⁾。

一般的政党資金援助について「国家機関説」では肯定的立場であるが、「社会団体説」ではこの点においても「国家機関説」と相対している。そのなかでもリッターの見解は、基本法二二条が「政党を完全に国家機関の機構へと包含している規定」であると誤解されていることを指摘し、第二二条では、確かに「政党の自由な・社会的地位」を「立憲化している」が狭い意味では「国有化」されていなく、という見解を示し、「社会団体説」の立場を堅持している⁽¹²⁾。他にも、「社会団体説」を唱えるフォルストホフ（E.Forsthoff）は、政党を憲法機関とみなした場合の問題について、憲法機関の内部秩序が結社法に服する問題を指摘し、構造上不可能であると「国家機関説」に批判的な見解を示した⁽¹³⁾。また、「戦闘的民主主義」を規範化した基本法二二条二項についてクリューガーは、「国家に敵対的な政党から援助を奪

い、それによってその政党を衰弱させることは、社会自体の問題である。それゆえ、それは、ドイツ連邦共和国が基本法二二条においてそのような解散権を認めているときのみに、異例の状態によって正当化されることができ⁽¹⁴⁾」として、「政党の憲法上の地位」とは別の問題として捉えている。

三、権能付与説

「権能付与説」は社会的領域に根ざす政党の存在を認めつつ、基本法二二条一項から、政党の「国民の政治的意思形成に協力する」という公的な役割に着目⁽¹⁵⁾した学説である。メンガー (C.F. Menger) は、現代の政党を、政治的生涯が緊張状態 (Spannung) である結果、「政治的意思の担い手としての能動的市民は、分裂し」、「その時々⁽¹⁶⁾に全体利益によって、また全体的権力の追求によって結びついている団体」と解している。そして「国家機関説」については、もし政党が国家任務を引き受けているとすれば、国家の任務が広範囲となってしまう、として批判的立場である。また、メンガーは、基本法二二条の規定に着目し、「政党も、権能を法規によって公法の領域に、より厳格には憲法の領域に移されている私法人である」、と解している。つまり、政党は、政党名で活動するにもかかわらず、政党の権能は公法上のものと考えられるのであり、これを合理的に説明するには、「政党を、憲法上の権能の付与されたものと見なす」必要がある、と主張している⁽¹⁶⁾。

また、ザイフェルトは基本法二二条を二つの規範的意義から捉えている。第一に、ザイフェルトは「最も政治的に国家に最接近し、だが決して国家自体に融合されない (nicht inkorporiert) 社会領域にある組織体たる政党の基本的特性については、基本法二二条一項一段は何ら変更を加えていない」と述べ、政党が政治空間の社会的部分にある自

由な諸結社であることを主張し、第二に、近代大衆民主制において、政党は国民の政治生活への参与の基本的前提であるとした上で、国民の中にある政治的傾向や諸力を組織化し、国民が自らの生活問題の解決のために一定の方向性を示すことが、政党に課せられている政治的意志の協力の意味であると述べ、「政党は国民の政治的意志形成に協力する」という基本法の規定が、このことを政党に保障したものと捉えている。¹⁷⁾

「戦闘的民主主義」との関係性について、ザイフェルトは、「政党の一般的地位」は「憲法秩序の枠内」にあるものとして理解し、政党の自由な形成の可能性が憲法秩序の内側に属し、憲法の中核的構造としての自由で民主的な基本秩序に属していると解しており、この点において権能付与説は、「戦闘的民主主義」については「国家機関説」と同様に、違憲政党の禁止を支持する立場にあるといえる。

四、媒体説

「媒体説」の代表的な論者としてはヘンケ (W. Henke) が挙げられる。ヘンケは、政党法の研究書において、政党の「国家と社会の媒介的中间地位」を主張する。ヘンケによると、政党は、「政党は国民の政治的意志形成」を主な任務とする点で、国家の領域には属さないとしている。しかし一方で、政党が他の結社と異なり、国家権力に直接接近する点で、社会の領域にも属さず、国家と社会、いずれの領域にも属さないということになる。つまりヘンケによると、政党は、「国家と社会の中間に位置し、両者を媒介する特殊な政治的施設」であるとし、政党の「独自の政治的領域」を認めているのである。¹⁹⁾

K・ヘッセは、基本法の民主制を「自由で開かれた政治過程」として捉え、²⁰⁾ そのうえで政党を自由で開かれた意思

形成過程の担う媒介者 (Mittler) であるとみている。ヘッセは媒介 (Mittlerschaft) となる政党がなければ、「自由に形成される政治的原動力を政治的意思形成という形にして制度化された諸機関に供給することは、今日の諸事情からして不可能である」とし、基本法の下で、政党の存在は不可欠であることを主張している。⁽²¹⁾ 「公的地位説」の立場をとるヘッセであるが、同時に政党の持つ媒介的機能を認めていることがわかる。

「媒体説」における「戦闘的民主主義」の扱いについて、ヘンケは、「ヒトラーの政党は、現存した価値中立的合法性の枠内で権力の座について」と考え、「政党は国民ではない、むしろ国民に対して権力を有している。それゆえ、政党は法的に秩序づけられ、制度化され、立法化されなければならない」と主張し、ヴァイマル憲法の価値中立性が、ヴァイマル体制の崩壊を招いた原因であり、「戦闘的民主主義」の必要性を説いている。「戦闘的民主主義」の観点からは、「媒体説」は「国家機関説」と同様の立場である。

五、公的地位説

公的地位説の代表的論者はシュイナー (U. Scheuner) であるといえる。彼によると、政党は国家機関、つまり国家の制度的組織体 (institutionelle Einrichtungen des States) の領域には属さず、公的なもの (Das öffentlichen) に属すると述べ政党が公的地位にあることを明言しており、⁽²²⁾ シュイナーは「公的地位説」の立場である。シュイナーと同様に、「公的地位説」の立場をとるK・ヘッセは、媒介的機能を持つ政党の役割について主張しているが、この媒介的機能を確実なものとするために、政党の自由、平等、公共性の地位と政党にそれ固有の三つの憲法的地位を認められている。この中でも重要なのが「公共性の地位」についてである。ヘッセによると、政党は政治的共同体の全体秩序

の正当性に参与する本質的要素であり、政党の活動は一般的なものを対象とし、その下に監視される。さらに憲法上与えられた責任を全体のために負うという政党の公共的な性質に注目し、この点に政党がそれ以外の諸結社とは異なり、公共性の性格つまり公的地位（*öffentlicher Status*）を有する理由があると述べ、特別な公法上の地位を有しているとしている。

「一九五七年政党法委員会報告書」での多数意見では、政党を社会団体とみなす「社会団体説」の立場をとっているが、一方で、「政党の国家における公的地位が承認される」として政党の公的側面にも配慮をみせている。また、一九八三年の「政党財政再編に関する報告書」においては、政党の憲法的地位について、自由、平等、公共性の地位の三種の地位を有することを示し、ヘッセの学説と同様の見解を打ち出している。公共性の地位についても、政党は「原則として社会の領域に根を張り続け」ているものの、「選挙を組織し、議会の会派を通じて国家の意思形成に参加し、また政府と行政において指導的地位を占める」という点で政党は公的な性格を有すると述べており、政党の憲法的地位は、ヘッセの理論と一致している。⁽²⁶⁾

「公的地位説」による「戦闘的民主主義」の扱いについてであるが、ヘッセによると、政党禁止制度について、「実現されれば基本法の民主的秩序の同一性を失わせ、これと全く異なる政治体制に転換することになるような政治的目標設定は違憲であり、それゆえ、基本法はこのような目的を追求する政治的諸勢力を閉め出す措置をとったのである」と述べている。また、ヘッセは、「政党は、全体秩序の構成と維持の重要な要因である。政党が全体秩序の正当性に関与しているがゆえに、また、その限りにおいて、政党にふさわしいのは、公共性の問題である。それゆえ、その基礎に基づいていない政党は、基本法二二条第二項で禁止されうるのである」として「政党の憲法上の地位」を「戦闘的

民主主義」と不可分に理解している。⁽²⁷⁾ 以上の点からも、「公的地位説」における「戦闘的民主主義」の扱ひも「國家機関説」と同様の立場である。

第三節 ドイツ連邦共和国の諸政党

一、CDU・CSU (キリスト教民主・社会同盟)

キリスト教民主同盟 (Christlich Demokratische Union) は、第二次大戦後、ドイツ連邦共和国最大の政党である。一九四五年12月、カトリック、プロテスタント両教会の代表によってバード・ゴードスベルクでの全国集会で創設された。キリスト教精神を基本理念とし、自由主義的市場経済を唱える中道・保守の立場をとっている。黨員は約七〇万、経営者、農民、手業者らを支持基盤とし、資本家、地主層の支持を受けており、連邦議会選挙ではアテナウアー、エアハルト、キージンガーと、一九四九年から一九六九年までの二〇年間、三代にわたる政権を担当し、第一党の地位を占めてきた。一九六九年から一九八二年までは、野党となったが、八二年には、コール政権として再び返り咲いた。⁽²⁸⁾ こなようなドイツで第一党であるCDUも、終戦直後の一九四五年にはまだ新しい政党であった。CDU設立の構想は、ナチスに対する反抗から生まれたものである。これは、各地のCDU設立における声明にもみられる。例えばベルリンでは、「犯罪的な冒険の讚美がなげかけた罪と恥辱の混乱から、民主的な自由における秩序が蘇生しうるのは、われわれがキリスト教の文化を形成する倫理的および精神的な諸力を自覚し、この力の源泉がわれわれ国民につねに示される場合においてのみである。」という声明を出している。⁽²⁹⁾

CDUはドイツ各地において複数のグループが設立していく中で誕生した政党であるが、そのなかでも、バイエルン州において設立されたのが、キリスト教社会同盟（Christlich Soziale Union）である。CSUは、CDU同様、一九四五年にカトリック、プロテスタント両派のキリスト教派の代表によってバイエルン州で設立された。政策、綱領もCDUと同じで、CDUの姉妹政党とみなされている。一九八二年に登場したコール政権では、連立与党として政権にも加わった。党員は約一五万で、バイエルンの土地柄から、カトリック色、保守的傾向は、CDUよりも強い。

CDUについて、注目するべき点は、一九五三年のSRPと一九五六年のKPDの違憲判決が出された時期、つまり一九四九年から一九六九年の間はアテナウアー政権下（CDU）にあったという点である。連邦憲法裁判所に対し、違憲申立をしたのはいずれも連邦政府である。CDUのこうした姿勢には、ナチスに対する反抗から生まれ、ベルリンでの声明のなかに、「民主的な自由における秩序の蘇生」を唄っている点からも、民主主義の敵に対する明確な対決姿勢が感じられる。

二、SPD（社会民主党）

一九三三年に制定された授權法によって、事実上の独裁政権となったナチスは、他の政党を議会から排除していった。はじめに、三月一日にはKPD（共産党）議員の議会入場を禁止し、五月二六日には、法律により共産党に属する財産および活動に供される一切の財産が没収された。こうした弾圧は共産党のみにとどまらず、社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands）も例外ではなかった。社会民主党は、五月一〇日に禁止処分をうけ、一九三三年七月一四日の「国民および国家の敵産没収法（G.über die Einziehung volks- und staatsfeindlichen Ver-

mögen)」によって、財産を没収され、指導者は逮捕、投獄された。³¹⁾

ナチス政権下ではナチス以外の政党が禁止されていたため、SPDがその活動を再開するのは戦後においてである。ポツダム協定によると、ドイツの政治的生活の再建、ドイツの民主化には、「民主主義的な政党」と「自由な労働組合」(第三項九、一〇)または「その者の政治的・道徳的資質に徹してドイツにおける真の民主主義的制度の発達に力をかすことができる」と認められる「個人(第三項六)の参加を認めるべきだとされた。³²⁾ こうしたなか、複数のグループによる社会民主党の再建の動きが進み始める。オットー・グローテヴォール、マックス・フェヒナー、グスタフ・ダーレンドルフらのベルリン・グループ、後に副党首となるエーリッヒ・オレンハウアーを含む亡命指導部のロンドン・グループ、一九四六年に戦後初代党首となるシューマッハーの属するハノーファー・グループである。この他にも、イギリス、アメリカ、フランス各占領地区においてもSPDの再建活動が進められた。³³⁾ ソ連占領地区では、KPDやSPDをはじめとする四政党の活動が認められたが、後にソ連の圧力により、KPDとSPDは統合し、ドイツ社会主義統一党 (Sozialistische Einheitspartei Deutschlands) となり、ドイツ民主共和国における政権与党となった。

一九五九年一月に採択された「ゴータスベルク綱領」では、SPDはマルクス主義と決別し、「階級政党から国民政党となった」。³⁴⁾ このことについて、ピルカーは、SPDはゴータスベルク綱領により反資本主義・社会主義政党としての存在から決別し、体制の内での権力の掌握を目指すにすぎない「体制政党」になった³⁵⁾ としている。こうした背景には、東ドイツにおけるKPDとSPDの統一によるSEDも影響しているといえる。SPDを率いてKPDと統一し、後に東ドイツの首相となったグローテヴォールと西側SPDのシューマッハーは、対立していた。シューマッハーは、KPDやソ連による協力で、SPDとKPDが統一戦線を結成することに強く反対していた。³⁶⁾ その後のSPDは、一

九六六年にはCDU・CSUとの大連立を組み、一九六九年にはCDU・CSUからの政権交代を果たすなど、CDUと同様に一大政党となった。

三、FDP（自由民主党）

CDU、SPDの二大政党の狭間で、キャスティング・ヴォートとして重要な役割を果たしたが、自由民主党(Freie Demokratische Partei)である。

FDPの系譜は、ヴァイマル期の民主党(DDP)と国民党(DVP)の流れを汲む政党である。DDPは、共和制の擁護と民主主義の確立を主張する知識人により設立された左派リベラルの政党であり、DVPは、大資本家の利益に主眼を置いたナショナル・リベラルの政党であった。このFDPの前身である両党は、対極に位置するものであった。この両党が戦後、FDPに統一されたため、異なる二つの流れをもつ票素がFDP内部で、二極対立を形づくり、党内抗争の主要因にもなった。⁽³⁷⁾

ソビエト占領地区においては、KPD、SPD、CDUの他に自由主義政党として、ドイツ自由民主党(Liberal Demokratische Partei Deutschlands) 設立が認められていた。⁽³⁸⁾ 西側では、一九四八年一月、各州からの自由主義政党がテオドル・ホイスを委員長とし、フランツ・ブリュッヘルを副委員長としてFDPに集結した。⁽³⁹⁾

一九四九年に発足したアデナウアー政権では、九月二二日の連邦会議(Bundesversammlung)で、FDP党首であるホイスの初代連邦大統領選出は、CDUとFDPの間のアデナウアーによる巧みな交渉によって実現された。そして、アデナウアーとSPDのシューマッハーとの激しい政争の中で、ホイスは国家を代表する中立的立場を守ろうと

努めつづけた。⁽⁴⁰⁾ また、FDPは一九六九年から八二年まで、SPD党首ヴィリー・ブランドを連邦首相とするSPD・FDP連立政権において、FDP党首ウアルター・シエールが外務大臣を務めた。⁽⁴¹⁾ このようにFDPは、CDU、SPDにつづき、第三党として重要な役割を果たしたのである。

四、緑の党

緑の党は、七〇年代後半から自然保護などを訴える各地方の市民団体、環境保護団体から発足した政党である。緑の党は一九七七年、市町村や郡の選挙において議会進出を果たし、七八年には州議会への進出を目指すようになった。緑の運動が州議会に議席を得たのはブレーメン州が初めてである。緑の党の前身となる「緑のリスト」(候補者名簿の意味)は、一九七九年一〇月、五・一%の得票率で四人の議員をブレーメン州議会に送った。ここで、「緑のリスト」は、「五パーセント条項」の制約を突破し、緑の運動の士気を高めることとなった。⁽⁴²⁾

緑の党が連邦党として結成されるのは、一九八〇年月中旬のことである。南西ドイツのカールスルーエ市において緑の連邦党が結成された。第一期では住民運動、緑の運動、第二期で地方議会への進出期、第三期は連邦レベルでの党結成を出発点とした「運動の政党化」であり、連邦議会への進出が当面の目標であった。全国から一〇〇〇名の代表が参加、党名は「緑の人々 (Die Grünen)」(緑の党)が採用された。⁽⁴³⁾

党結成後、一九八〇年三月には、バーデン・ヴェルテンブルクでは、五・三%の得票率で六人の当選議員を確保した。続いて四月にはザールで五%には届かないものの、二・九パーセントの得票、五月のノルトライン・ヴェストファーレンでは三%の得票にとどまったものの、FDPはこのあたりを受けて、五%を割っている。一〇月の連邦議会選挙

では、得票率一・五％と、五％を大幅に下回った⁽⁴⁴⁾。しかし、一九八三年の総選挙では五・六％の得票を得て、初めて連邦議会に二七人の議員を送りこんだ⁽⁴⁵⁾。

緑の党について注目すべき点は、その構成メンバーが、自然、環境保護を目的とする団体の関係者に限られず、フェミニスト、共産主義者など、異なるイデオロギーを持つグループが含まれていることである。ただ、左翼系グループの大量合流に対して保守派グループは、環境運動の主体性が薄れることを危惧する動きがあるのも事実である⁽⁴⁶⁾。緑の党はまだ結成されて若い政党であり、その発展と動向が注目される。

五、D K P（ドイツ共産党）

ドイツ共産党（D K P）は、一九五六年八月に連邦憲法裁判所による違憲判決を受け、解散に追い込まれたK P Dにかわり、一九六八年九月に設立された新たな共産主義政党である。

D K Pの前身であるK P Dは、一九四九年の連邦議会選挙において、五・七％、一五議席の得票率を獲得した。K P Dは連邦共和国に対し、原則的に反対の立場をとり、ソビエト同盟の政策を支持した。連邦政府は一九五一年、連邦憲法裁判所に対しK P D違憲の宣言を求めて提訴し、一九五六年八月一七日、連邦憲法裁判所は、K P Dに対する違憲判決を出した⁽⁴⁷⁾。連邦憲法裁判所は判決の理由として、K P Dのマルクス・レーニン主義の信奉が「自由で民主的な基本秩序」の概念に一致しないことを挙げている⁽⁴⁸⁾。

一九六八年九月に新たな共産党（D K P）が設立され、フランクフルトで発表された声明では、「われわれは憲法を尊重し、そこに述べられている民主的基本権と理念を擁護する」と述べている。一〇月二七日にはオッフエンバッハ

市で開かれた創立代表者会議での声明においても、「憲法を守る」ことを強調した。⁽⁴⁹⁾このようにD K Pは、一九五六年のK P D違憲判決の経験から、K P Dとは性質を異にする政党であることを強調している。

D K Pは、K P Dの「代替組織」と認定されずに存続しているが、議席は得ていない。⁽⁵⁰⁾

六、N P D (ドイツ国民民主党)

ドイツ国民民主党 (Nationaldemokratische Partei Deutschlands) は、一九六四年、全ドイツ党などの右翼政党の結集により創設された。一九六六年から六七年の地方選挙ではバイエルン州など六州の州議会に議席を得るなど進出し、ネオ・ナチ政党として注目を集めた。しかし、六九年の連邦議会選挙で得票率が四・三%にとどまり、「五パーセント条項」によって連邦議会選出を果たせなかった。その後、凋落の一途をたどり、中央レベルでは再浮上していない。⁽⁵¹⁾二〇〇一年一月には、連邦政府が連邦憲法裁判所に対し、N P Dの禁止を求める申立を行った。この背景にはN P D関連グループによる、外国人、ユダヤ人施設に対する暴力事件の多発があった。しかし、申立側の証人の中に憲法擁護庁がN P Dに送ったスパイが存在することが発覚し、二〇〇二年一月、連邦憲法裁判所は二月に予定していた口頭弁論を中止した。⁽⁵²⁾これによりN P Dは、連邦憲法裁判所による禁止を免れた。

(注)

(一) 参照、加藤一彦『政党の憲法理論』(二〇〇三・有信堂) 一三頁。

- (2) 加藤一彦、前掲書、一六頁。
- (3) 参照、加藤一彦「トリーベル研究ノート」『獨協法学』二五号（一九八七）一〇九頁。
- (4) 齋藤康輝『政党の憲法的融合論』二〇〇六・成文堂）二九頁―三〇頁。手島孝『憲法新版』（一九九〇・青林双書）六五頁。
- (5) 山本悦夫「G・ライプホルツの政党論」『法學新報』一〇三卷二・三号（一九九七）三九八頁。
- (6) 加藤一彦、前掲書、七八頁―七九頁。
- (7) 参照、G・ライプホルツ、清水望Ⅱ渡辺重範（訳）『現代政党国家』（一九七七・早稲田大学出版部）一三九頁―一四〇頁。
- (8) 上脇博之「ゲハルト・ライプホルツ政党国家論の『全体像』の再検討」北九州大学法学論集三卷一・二併合（一九九五）八六頁―八八頁。
- (9) 参照、上脇博之、前掲論文、九二頁。
- (10) 手島孝『憲法学の開拓線 ―政党Ⅱ行政国家の法理をもとめて―』（一九八五・三省堂）二一九頁。
- (11) 参照、加藤一彦、前掲書、八六頁―八八頁。
- (12) 上脇博之「ドイツにおける政党国庫補助の憲法上の政党化根拠」神戸法学雑誌四三卷四号（一九九四）八二二頁―八二三頁。
- (13) 手島孝、前掲書（注10）、二二八頁。
- (14) 参照、上脇博之『政党国家論と憲法学』（一九九九・信山社）六一頁。
- (15) 参照、山本悦夫、前掲論文、三九八頁。
- (16) 参照、上脇博之、前掲書、六五頁。
- (17) 加藤一彦「ドイツ基本法における政党の憲法的地位論」『獨協法学』三四号（一九九二）二二〇頁―二二二頁。
- (18) 参照、上脇博之、前掲書、六六頁。
- (19) 参照、手島孝、前掲書（注10）、三二頁―三三頁。
- (20) K.Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 16., erg.Aufl., 1988, 53
- (21) 加藤一彦、前掲論文（注15）、一〇六頁。

- (22) 参照、上脇博之、前掲書、六八頁―六九頁。
- (23) 参照、加藤一彦、前掲論文(注15)、二〇八頁―二〇九頁。
- (24) 加藤一彦、前掲論文(注15)、二〇七頁―二〇八頁。
- (25) 参照、加藤一彦、前掲書、八七頁。
- (26) 加藤一彦、前掲書、九二頁。
- (27) 参照、上脇博之、前掲書、七一頁―七二頁。
- (28) 参照、早川東三||堀越孝一||日高英二||上田浩二||岡村三郎(編)『ドイツハンドブック』(一九八九・三省堂) 三七―一頁―三七二頁。
- (29) 参照、清水望『西ドイツの政治機構』(一九六九・成文堂) 一〇頁―一一頁。
- (30) 参照、早川東三||堀越孝一||日高英二||上田浩二||岡村三郎(編)『ドイツハンドブック』(一九八九・三省堂) 三七―二頁。
- (31) 参照、山田晟『ドイツ近代憲法史』(一九六三・東京大学出版会) 一二二頁―一二三頁。
- (32) 参照、H・K・ルツプ『現代ドイツ政治史』(一九八六・有斐閣) 六五頁。
- (33) 参照、安野正明『戦後ドイツ社会民主党史研究序説―組織改革とグーテスベルク綱領への道―』(二〇〇四・ミネルヴァ書房) 三三頁―三六頁。
- (34) 安野正明、前掲書、三三五頁。
- (35) 安野正明、前掲書、三四四頁。
- (36) 参照、望田幸男||三宅正樹(編)『概説ドイツ史(新版)』(一九九六・有斐閣) 二三四頁。
- (37) 参照、加藤秀治郎『戦後ドイツの政党制―東西ドイツ政党の政治的社会的分析―』(一九八五・学陽書房) 一四五頁―一四六頁。
- (38) 参照、H・K・ルツプ、前掲書、六五頁。
- (39) 参照、清水望、前掲書、二九頁。
- (40) 参照、平島健司『ドイツ現代政治』(一九九四・東京大学出版会) 四五頁。
- (41) 参照、三島憲一||古池好(訳)『ドイツにおける民主主義―その歴史と展望―』(一九八六・ドイツ連邦共和国政府新聞情報

- 序）一五七頁。
- (42) 参照、仲井斌「緑の党―その実験と展望―」（二九八六年・岩波書店）六一頁。
- (43) 参照、仲井斌、前掲書、六九頁―七〇頁。
- (44) 参照、加藤秀治郎、前掲書、一九四頁。
- (45) 参照、早川東三||堀越孝一||日高英二||上田浩二||岡村三郎（編）、前掲書、三七四頁。
- (46) 参照、仲井斌、前掲書、六三頁―六四頁。
- (47) 参照、清水望、前掲書、六六頁―六七頁。
- (48) 参照、影山日出弥「政党の違憲性の決定―共産党の違憲性―」別冊ジュリスト二三号（一九三九・有斐閣）一五頁。
- (49) 参照、清水望、前掲書、六七頁。
- (50) 参照、樋口陽一「自由な民主的の基本秩序の保障と政党の禁止―ドイツ共産党（KPD）違憲判決―」ドイツ憲法判例研究会（編）栗城壽夫、戸波江二、根森健（編集代表）『ドイツの憲法判例』（一九九六・信山社）三三四頁。
- (51) 参照、早川東三||堀越孝一||日高英二||上田浩二||岡村三郎（編）、前掲書、三七四頁。
- (52) 参照、ウヴェ・リヒタ、渡辺貞照（訳）「ドイツ国民民主党（NPD）禁止問題」岩手県立大学 総合政策Vol.4 No.2（二〇〇三）〇九、三二―二五一頁。

第三章 ドイツ連邦憲法裁判所による政党違憲をめぐる諸判例

第一節 S R P (社会主義ライヒ党) 違憲判決

社会主義ライヒ党

S R Pは、一九四九年一〇月二日、連邦議会議員フリッツ・ドールス博士を党首として、主として既存ドイツ右派諸政党を糾合して創設された政党である。S R Pの存在を世界的に有名にしたのはオットー・エルンスト・レーマー少将である。レーマー少将は一九四四年七月二〇日のクーデター事件(ヴァルキューレ作戦)における鎮圧で、ヒトラーにより少佐から一躍少将に抜擢された人物である。その他、党領袖として設立に活躍したのは、古い党員であったクリューガーやフンイクであった。機関紙としては日刊紙は有していなかったが、一九五〇年三月以降は週刊誌「社会主義政策およびドイツ統一のためのドイツ連邦新聞」を発行。同年九月には資金難によりこれも廃刊となった。S R Pの政治活動は中央でも地方でもドイツ政府と対立していた。S R Pの攻撃は単に政府の具体的な政治目標に向けられただけでなく政府の政見自体に向けられた。特にドイツ政府の親米英政策や、占領行政自体に対する不平のほけ口をそこに見出した人々の支持が、S R Pの勢力を急速に延ばしたものと見られる。ドイツ政府はS R Pとの相次ぐ論戦の間に同党が連邦の憲法秩序を破ろうとするものであるとの確信を強めることになったのである。¹⁾

政府の解散申請

ボン基本法によると、連邦政府は政党に対してこれを解散する権限を有しておらず、憲法裁判所がこれを有する。

そこで連邦政府は一九五一年一月一九日連邦憲法裁判所に對し、

一 SRPの違憲性を確認し、

二 SRPを全附属機関と共に解散し、

三 SRPやその附属機関であるライヒスフロント、SRP青年団、同婦人会に對し、偽裝又は代替組織の創設を禁止し、

四 SRPと附属組織の財産を連邦のために没収する。

以上のことを申請し、その理由として、

一 SRPの内部的秩序は民主的な原則に遵わないで、むしろ指導者原理に基づくものである。

二 SRPはNSDAP（ナチス）の後継者であり、ナチスと同一か若しくは類似の目的を達成するものであり、自由で民主的な基本秩序を破壊することを企図している、と述べてこれに関する証拠書類や証人を提供した。⁽²⁾

裁判所の判決

連邦憲法裁判所は一九五二年一〇月二三日、長官ヘプカー・アショフ博士裁判長以下一名の判事は全面的に政府の申請を容れ「国民の名において」次のような決定を下した。

(一)

- ① SRPは違憲である。
- ② SRPは解散すべきである。
- ③ SRPの代替組織を作ったり、現有組織を代替物として存続することは禁止する。
- ④ SRP出身の国会、州議会議員は議席を失う。これら議会の法定議員数は右失格議員数だけ減少するが、議会の既存議決は右によって影響されない。
- ⑤ SRPの財産はドイツ連邦により、公益のため没収される。

(二)

各州においては内務大臣が前項一、二、三、の実施に任じ、各々警察の指揮権を有する。財産の没収は連邦政府内務大臣の任とするが、各州内務大臣の協力を求めることができる。

(三)

この決定や、右決定実施のための措置を故意に侵犯する者は刑罰に処される。³⁾

判決理由

(一) 民主主義と政治活動の自由

ボン基本法の制定者は、選挙と投票によって国家権力が行使される民主主義の本質が、政治的統一体である政党において国民の意思として現われ得ることから、政党の結成および活動は制限を附すべきでないという考えと、ある程

度の制限を設くべきかの選択に面し、民主主義を可能ならしめる諸原理の前には政治結社の自由もある程度の制限を受けざるを得ないことおよび民主主義の形式的な手段をもって民主主義自体を除去しようとするような政党は實際的活動を禁ずることを考慮せざるを得なかった。この考慮は反面においては、政府が厄介な反対党を抑圧する手段となる危険性も充分含まれていた。そこで、基本法二一条では政党の創設を自由とする（一項）反面、違憲的な政党の活動を阻止する可能性を認めること（二項）になった。そして本規定の濫用防止のため、違憲問題の決定権が政府から連邦憲法裁判所に移された。⁴⁾

（二） 右翼政党とりわけナチスの特徴

ナチスのシステムは全体主義国家の教理、民族理論および指導者と被導者からなる階級的構成により特徴づけられる。血と土地と名誉というスローガンで築かれた民族主義的世界観の道具が結局国家の保証人たるナチス党である。國中でただ一つしかない政党が、自由を奪われた国民を精巧な政治機構によって監視し、「国民の役に立つことは正義なり」「汝は何物でもなく、汝の国民は総てなり」というような「国民的生活原則」の優位性を貫徹する。このシステムの結果と目的は、もはや正義を期する法理念ではなく、法律にまで高められた指導者の気まぐれである。指導者の意思の支持者、執行者が秘密国家警察(Geheimen Staatspolizei)であり、その手段は強制収容所である。こうして専ら権力の支配を認めることにより、法秩序の効力および不可侵性は全く廃止される。右派諸政党中では最も極端なものが最後の勝利を収め、その途方もない理想を実現しようとして国家の破局を招いたのである。⁵⁾

（三） SRPとナチスの人的関連性

SRPの指導者層が主としてナチスの古くからの闘士および熱心な黨員から成っていることは注目し得る。例え

ば党首のドールズ博士は一九二九年以来のナチス党員で、三九年にはナチスの郡支部長であった。レーマー少将は軍人で党籍はなかったが、クリューガーは二八年以来の党員で突撃隊員である。他の二名の領袖もいずれも古い党員である。SRPの地方団体も右と同様古いナチス党員によって占められているだけでなく、新しい地方組織の確立に当たっては常に古い闘士の手中にその指導権を握らせようと努めていたことは証拠により明らかである。

SRPの幹部が古いナチス党員を加入させようと努めていたことは、SRP加入の意思を持つ一部の旧ナチス党員の希望に適合したものである。昔のナチス党員で、依然昔の考え方に固執している人々に対し、SRPがいかなる魅力⁽⁶⁾を有したかは無数の党宛の手紙によって証明できる。つまり、SRPは古いナチス党員が集まって、再び政治的権勢を得ようとするものであるといえる。

(四) SRPとナチスの機構的類似性

SRPは以上のように人的構成においてナチスと密接な関連があるだけでなく、その組織もナチスと似ており、内部的な組織自体も民主的にできていない。SRPの党首の選挙方法も非民主的である。SRPでは特定人の加入申請に対しては事由を挙げないでこれを拒絶でき、党の顧問団は特定地域の党组织を解散させて集团的に党籍の剥奪ができるが、これは団結権の侵害であるばかりでなく、党指導部に対するあらゆる反対を封じることになり、指導部の独裁制を強めることになるので、許しがたいことである。

ライヒスフロント、ライヒスユーゲント、フラウエンフロントのような諸附属組織もSRPはナチスとの類似点が多い。ライヒスフロントはSSやSA同様の任務を有し、ライヒスユーゲントはヒトラーユーゲントと制服まで同じであった。党の綱領もナチスのそれと全般的に類似しており、民主主義を信奉するというはつきりした点は見当たらない。

い。また、ライヒの觀念が特に強調されている点は注目に値する。SRPの綱領によると、ドイツの国境制定にはただ歴史、人種、および國際法に基づく請求権のみが問題であり、ドイツは中部欧州における秩序維持の最も強い国家であつて、その再生なしには欧州の政治的獨立の精神は困難であると述べられているが、これはドイツの欧州におけるヘゲモニーを意味するものに他ならない。

以上に述べた人的組織的なナチスとの関連から見てもSRPがナチス同様、自由で民主的な基本秩序を破壊しようとしていることは明らかである。SRP役員の刑事犯罪も少なくなく、党では有罪を宣告される黨員を見越してその家族救済の組織まで作つてゐる。そのため、政府の命令も故意に無視されることが少なくなかつた。⁽¹⁾

(五) SRPの非民主制

上述の諸点からSRPは次のような憲法違反をしていることが確認される。

- ① 基本的人權特に人間の威嚴を無視し法の前における人類平等の原則を破つた。
- ② 他の民主的諸政党に対し、主義主張による闘いを挑むよりもむしろその政治的生命を奪うような戦い方をしているが、これは自由で民主的な基本秩序の維持に不可欠な多数政党併存の原則を除こうとするものである。
- ③ 上から下への指導者原理で構成させられており、党への加入は自由でなく、除名も権力的に行われた。
- ④ 政綱、思想においてナチスに類似し、神話的なドイツ帝国の思想を再現している。
- ⑤ 以上の諸事實はボン基本法第二一条第二項の構成要件を満たしている。したがつてSRPは憲法違反であり、結果、ドイツ連邦憲法裁判所第四六条第三項に鑑み右政党は解散させられる⁽²⁾。

第二節 KPD (ドイツ共産党) 違憲判決

ドイツ共産党

一九四五年に再建されたドイツ共産党 (KPD) はマルクス主義を理論的基礎にする労働者階級の前衛政党として、一九四九年頃から再軍備反対と平和条約締結およびドイツ再統一の要求をかかげて活発に活動していた。当時、KPD は四九年八月の連邦議会選挙に選出された一五名の議員を持ち、綱領と規約を持つ政党であった。ところが、西側占領当局は四八年および五〇年に、KPDの諸機関紙の禁止をおこない、アデナウアーを首相とする連邦共和国政府 (連邦政府) も、五〇年九月一九日の政府決定により、KPDは自由で民主的な基本秩序を破壊する組織であるから連邦官庁の官吏、職員または労働者がKPDに所属することは国家に対する忠誠義務に一致しないと宣言し、五一年四月二四日の決定では、再軍備反対の国民投票運動がKPDの支持する計画的行動であって、連邦の憲法秩序にたいする積極的な反抗である旨、確認していた。⁽⁹⁾

連邦政府による提訴

連邦政府は、一九五一年一月二二日付、同二八日、連邦憲法裁判所に申立てた提訴で、KPDは「その目的またはその党員の態度により、自由で民主的な基本秩序を侵害もしくは排除しまたはドイツ連邦共和国の存立を危うくしようとする政党は違憲である」と定める基本法二二条二項の意味で違憲である旨の確認を連邦憲法裁判所に求めた。連邦政府のKPD違憲確認を求めた提訴は、

- ① KPDは違憲である。
- ② KPDは解散される。
- ③ KPDの代替組織を設置もしくは現行組織を代替組織として存続させることは禁止される。
- ④ KPDの財産は連邦共和国のため公益目的で没収される。
という四点である。⁽¹⁰⁾

提訴の理由

違憲確認の提訴理由は大要つぎのような内容である。

- (一) KPDはその目的と党員の態度からみて、自由で民主的な基本秩序を侵害し、しかも排除さえ目論み、連邦共和国の存立を危うくすることを意図している。このことはマルクス・レーニン主義学説と具体的目標からあきらかである。マルクス・レーニン主義の闘争政党として、KPDは暴力革命によって連邦共和国の権力の掌握につとめ、権力獲得によりプロレタリアート独裁の国家形態を樹立しようとする革命政党である。KPDがかかる目的を告白していることは、労働者階級の政治的支配達成への党規約上の要求、綱領的諸声明や党員の態度によってうらづけられる。権力獲得後、KPDはドイツ全体を包括するところのソヴィエト占領地区と一致する支配体制を準備する革命政府の樹立を計画している。かかる支配体制は暴力と専断の全体主義体制であって、自由で民主的な基本秩序の根本価値と合致しない。

- (二) この目的の達成のため、KPDは再統一の願望を濫用している。このことは、KPDが党規約上、受け入れ

ている民族戦線綱領からあきらかになる。民族戦線は、ドイツ社会主義統一党が組織上、支配している。また民族再統一綱領からもあきらかである。KPDはそこで、革命・暴力的闘争手段による「アテナウアー体制」の転覆を要求しており、この闘争でKPDはいわゆるドイツ民主共和国(DDR)とソ連による支持を期待している。⁽¹¹⁾

KPDの反論

連邦政府の提訴に対しKPDはつぎのように反論した。

(一) 基本法二二条二項は同条三項が予定する政党法の制定以前には何ら適用しえない法であるから、裁判の実施は許されない。

(二) KPDは基本法にふくまれる重要な自由・民主的諸原理と矛盾する政治的發展とたたかうのであって、連邦政府はかかる政治活動を阻止しようとしてKPDを政治的生活から排除しようとするものである。

(三) 二二条二項はポツダム協定と一致して解釈されなければならない。この協定の意味でKPDは民主政党である。民主的性格はポツダム協定⁽¹²⁾に基づき占領軍により許可されたことで正式に確認されている。

(四) マルクス・レーニン主義学説は証拠調の対象とされない。マルクス・レーニン主義の世界観の告白は基本権として保障されている。この学説の目的はなるほど社会主義革命により達せられる社会主義・共産主義の支配秩序であるが、しかしこの学説は客観的諸条件の綿密な分析に基づいてのみ戦術的目的をたてることができるとする学説である。連邦共和国について、かかる分析をすれば、少なくともドイツ再統一に至る以前の段階では社

会主義革命と社会主義社会の樹立は日程にのぼるものではない。

(五) KPDの具体的目標は基本法の支配下では、両ドイツが平等の立場で参加する集団安全保障制度による平和の維持と保障、民主的基礎にたつドイツの平和的再統一、憲法的秩序に基づく民主的権利と自由の保障と拡張…を追求するものである。

(六) 暴力的顛覆を要求する党の文書は存在しない。共産党が宣言しているデモ、抗議、ストなどの行動は憲法的秩序の枠内にとどまったものである。DDRの支配秩序を連邦共和国に移そうとしていない。連邦政府の政治が基本法をたえず侵害しているから、KPDは政党として政治的抵抗権を有する。⁽¹³⁾

連邦憲法裁判所の判決

連邦憲法裁判所（BVG）第一部は連邦憲法裁判所法（BVG）一四一条一項、一三条二号と五六年七月二一日のBVG改正法四条に基づき手続管轄の権限を有する旨、確認し、五六年八月一七日、マルクス・レーニン主義の古典およびKPDの原則綱領と規約などの文書をつぶさに検討・評価したのちKPDの反論をすべてしりぞけ、連邦政府の提訴を全面的に認めてKPDの違憲を判決によって確認した。⁽¹⁴⁾

〔判旨〕

一 基本法二一条二項の解釈

(一) 二一条二項は直接に適用しうる法（unmittelbar anwendbares Recht）である。

(二) 政党は、それが自由で民主的な基本秩序の最高の諸原理を承認しないというだけでただちに違憲とはならない。かえって、現行秩序にたいする積極的に闘争的な、攻撃的な態度が付け加わらなければならない。

(三) 二条二項は具体的行動を要件としない。党の政治方針が原則的に永続して傾向的に自由で民主的な基本秩序を打倒する意図により決定されれば十分である。

(四) 基本法五条三項により保護される科学上の理論と、二条二項により判断に服する政党の政治目的との、一義的に確定しうる境界は、考察によって得られた認識が政党によって政党の意思となり、その政治行動上の動機とされているかにある。

(五) 政党は、ドイツの再統一を、一切の自由で民主的な基本秩序一般を排除する過程段階として利用しようとするため、連邦共和国において現在あるのとちがった自由民主主義の社会的・政治的特色を追求すれば、それだけで違憲である。

(六) 政党を二条二項の意味で違憲ならしめる意図には、いずれにせよ状況が許せば実行しようとしているものだけでなく、意図しているものも含まれる¹⁵⁾。

二 KPDの目的と態度の違憲性

(一) プロレタリア (社会主義) 革命とプロレタリアート独裁の方法で社会主義・共産主義の社会秩序を招来せしめることがKPDの目的である。プロレタリア革命もプロレタリアート独裁の国家も自由で民主的な基本秩序と合致しない。

(二) KPDの實際的目的が問題にされなくとも、プロレタリア革命とプロレタリアート独裁とをKPDが宣伝している流儀および政党としてのその態度全体は、基本法の自由で民主的な基本秩序を侵害することをすでに現在、目指していることを識別させてくれるものである。

(三) ドイツ再統一にだけもつぱら向けられたKPDの實際的政策にたいする評価の結果もまた、KPDがドイツ連邦共和国における自由で民主的な基本秩序を侵害するため、口実としてこの目的を利用していることをあきらかにするものである。

(四) KPDの政治闘争のスタイル全体が示すものは、KPDが自由で民主的な基本秩序を侮蔑的なものたらしめようと目論んでいることである。このような政党が自由民主主義における国家意思形成に憲法上、協同して参加しうるとはとうてい考えられないところである。¹⁶⁾

(五) KPDの禁止は、全ドイツ選挙の場合においては、共産党の再建にたいし当然に反対するものではない。¹⁷⁾

第三節 NPD（ドイツ国民民主党）違憲申請

連邦政府のNPD違憲申立の経緯

二〇〇一年一月三十一日、連邦政府は連邦憲法裁判所に対し、ドイツ国民民主党（NPD）の禁止を申請し、その後三月三〇日、連邦参議院と連邦議会がこれに加わった。ドイツでは極右勢力による外国人、ユダヤ人などに対する暴力事件が全域で多発し、社会問題となっていた。これら右翼勢力の陰には、NPDの影響があるとされ、連邦政府は、

憲法擁護庁に対し、同党禁止申請のための資料収集を依頼したのである。⁽¹⁸⁾ 以下が連邦政府が二〇〇一年一月二九日に作成した申立書の一部である。

(申立の内容)

- ① NPDは違憲である。
- ② NPDおよびその部分組織である青年国民民主主義団は解散される。
- ③ 代替組織の設立は、禁止される。
- ④ NPDおよびその部分組織である青年国民民主主義団の財産は、公益目的のために没収される。
- ⑤ 連邦および諸ラントの内務大臣は、この決定を執行するための権限が付与される。⁽¹⁹⁾

(申立の理由)

(一) 過激主義への闘いの文脈における申立の目的と必要性

極右の諸活動は、近年著しく増大してきた。ネオナチグループは、しばしばデモを行い…これまで以上に暴力的になってきている。

NPDは、その関連の中で本質的役割を果たしている。NPDは、次第に力を発揮しながら暴力に訴える青年層の支持の下、活動を増し、民主主義と法治国家に対する敵対性を社会的抵抗に変えようと努め、ナチズムとの精神的接近を図りながら、ユダヤ人排斥的、人種主義的表明と全体主義的国家社会秩序といった違憲の観念を流布している。

議會制民主主義に侵入するために政党という組織形態の利用を考えている極右主義的青年やネオナチズムに染まった者たちにとって、NPDは民主主義国家に反対する一つ屋根の防壁である。

連邦政府は、以上の進展を非常に憂慮し眺めてきた。連邦政府は怠惰に傍観することはできないし、そうするつもりもない。NPDおよびその精神的同調者との政治的論争は不可能である。というのもこの集団は絶対的要求を代表し、政治的反対派との一切の論争を回避しているからである。連邦政府は、それ故に民主勢力と協同して社会から「過激主義と暴力に反対する民主主義と寛容の同盟」に生命を与え、憲法秩序の暴力主義的敵対者とかれらによって代表されるイデオロギーに立ち向かうためにさらなる措置を執っているが、特に学校、教育機関にいる青少年の政治教育、精神的発達に資するプロジェクトが重要である。

こうしたことを始めるのは、非常に大切であるが、もちろんこれで事足りるわけではない。この端緒は、基本法が自由で民主的な基本秩序の保障のために規定している手段の適用によって補完されなければならない。「その目的もしくはその活動が刑事法律に違反するもの、または憲法秩序もしくは諸国民の間の協調の思想に反する」結社を禁止する権限を連邦および諸ラントは、過去継続的に行使してきた。（以下省略）

（二） 申立の確認の許容性

基本法二二条二項にもとづくNPD違憲性の確認を求める連邦政府の申立は、許容される。NPDは政党であり、その青年団体である「青年国家民主主義団」はNPDの部分組織である。

(三) 確認の申立の根拠

基本法二二条二項による連邦政府の申立には理由がある。

NPDは、積極的に闘争的で攻撃手法により自由で民主的な基本秩序の除去を目指す政党である。NPDは、従って違憲である。⁽²⁰⁾

この申立に対し、「連邦憲法裁判所は、二〇〇二年二月上旬の五日間に予定した口頭弁論で審理するつもりであった。しかし、一月二二日、裁判所は審理を当分のあいだ開催しない旨を宣した」。これは連邦政府側の証人の一人が、憲法擁護庁のスパイであることが判明したためであった。さらに数日後、証人たちが次々と情報提供者であることが発覚し、「申請側は二月上旬と中旬、二度の書面で禁止申請に全部で九人の情報提供者の証言の使用があることを認め」たが、「情報提供者のリストがそれで完全であるとは保証しなかった」。これに対し裁判所は、政党禁止申立の審理を九月の連邦議会選挙後に延期させ、その代わりに、NPD内部への情報提供者の投入の規模と成果を問う口頭弁論の期日を一〇月八日に決定したのである。これで、連邦議会選挙への極右政党進出の防止は不可能となった。最終的に、連邦憲法裁判所は二〇〇三年三月一八日、NPDに対する政党禁止の審議を中止し、NPD禁止申立は失敗に終わった。⁽²¹⁾

第四節 連邦憲法裁判所による政党違憲をめぐる諸判例の意義

ドイツにおける政党禁止をめぐる事例としては、以上の三例が挙げられる。その中でも、実際に連邦憲法裁判所によって違憲と判断され、禁止された政党は、SRP（社会主義ライヒ党）と、KPD（ドイツ共産党）である。NP（ドイツ国民民主党）については、連邦憲法裁判所に対し、禁止が申立てられたが、手続の過程で問題が発覚し、連邦憲法裁判所は、審議を中止したため、結果的に解散には至っていない。SRPとKPDの解散の意義は、それぞれ異なる。連邦憲法裁判所によるSRPの違憲判決は、「第一次大戦後のドイツの悲劇を未然に防止する意味において確かにタイムリーなものであった⁽²²⁾」といえる。また、KPDの違憲判決については、「米ソの対立が激化する東西冷戦中の判決であり、「KPDを非合法化することにより、これを地下にもぐらせる結果となった」として、批判もあつた⁽²³⁾」。

その他にも、KPD違憲判決の評価には、本判決が、「政党助成制度」の前提となり、一九六三年に結成されたDKPはKPDの「代替組織」とは認定されていないが、議席を得ていないという見解と、一九六九年の連邦議会選挙で、NPDの得票率が四・三%を得るに至ったことから、KPD違憲判決を含む二判決に効果があつたのではないかという二つの見解もある⁽²⁴⁾。

政党が違憲とされ、実際に解散させられた事例として、SRPとKPDの違憲判決は、今でも重要な意味を持ち、その意義を失っていない。

(注)

- (1) 中川進「ドイツにおける社会主義国家党(SRP)の解散」ジュリスト(一九五三/〇二・有斐閣) 通号二七・二三頁。
- (2) 中川、前掲論文、一三頁。
- (3) 中川、前掲論文、一三頁―二四頁。
- (4) 中川、前掲論文、二四頁。
- (5) 中川、前掲論文、二四頁。
- (6) 中川、前掲論文、二四頁―二五頁。
- (7) 中川、前掲論文、二五頁。
- (8) 中川、前掲論文、二五頁。
- (9) 影山日出弥「政党の違憲性の決定 ― 共産党の違憲性―」別冊ジュリスト(一九六九/〇五・有斐閣) No.三三・一二頁。
- (10) 影山、前掲論文、一二頁。
- (11) 影山、前掲論文、一二頁。
- (12) 「占領軍がポツダム協定におけるドイツの非ナチ化と民主化の措置として、KPDの再組織を国際法により認めている」影山、前掲論文、一五頁。
- (13) 影山、前掲論文、一二頁―一三頁。
- (14) 影山、前掲論文、一三頁。
- (15) 影山、前掲論文、一三頁。
- (16) 影山、前掲論文、一三頁。
- (17) 影山、前掲論文、一三頁。
- (18) 参照、ウヴェ・リヒタ、渡辺貞照(訳)「ドイツ国民民主党(NPD)禁止問題」岩手県立大学 総合政策Vol.4 No. 2 (二〇〇三、〇九、三二)二五一頁。
- (19) 加藤一彦「ドイツ連邦政府のNPD禁止申立書―基本法二二条二項による「政党禁止」問題」東京経済大学現代法学会 現代法学No.2 (二〇〇一/九) 一二二頁。

- (20) 加藤一彦、前掲論文、一二二頁―一二九頁。
- (21) 参照、ウヴェ・リヒタ、渡辺貞照（訳）、前掲、二五一頁―二五三頁。
- (22) 参照、中川、前掲論文、二五頁。
- (23) 参照、阿部 照哉「A資料」ドイツ共産党違憲判決」京都産業大学 産大法学Vol.2, No.2（一九六八）九三頁。
- (24) 参照、樋口陽一「自由な民主的基本秩序の保障と政党の禁止 ―ドイツ共産党（KPD）違憲判決―」ドイツ憲法判例研究会（編）栗城壽夫、戸波江二、根森健（編集代表）『ドイツの憲法判例』（一九九六・信山社）三三四頁。

おわりに

ここまでドイツの政党制を中心に述べてきたが、基本法によって政党の存在を保障し、一方で、憲法秩序に反する政党を規制するといった「戦闘的民主主義」を盛り込んだこのような政党制は、戦前、戦後にドイツが歩んできた歴史のなかで生まれ、今でも生きている。第三章に挙げた判例のとおり、KPD（ドイツ共産党）、SRP（社会主義ライヒ党）は、実際に連邦憲法裁判所によって解散させられ、NPD（ドイツ国民民主党）も解散は免れたものの、違憲の申立まで行われた。このような制度は決してドイツのみに見られる珍しい制度ではなく、いくつかの国では、ドイツと同様に、憲法秩序に反する政党に対する解散処分を憲法や政党法で規定する制度を有している。例としては、韓国、トルコ、タイなどが挙げられ、特に近年では、タイで、二〇〇七年五月三〇日、タクシン政権時代の与党、「タイ愛国党」に対し、憲法裁判所が解散処分を言い渡している。⁽¹⁾

我が国においては、政党の存在について、日本国憲法二二条一項の結社権にその根拠を求めることができる。⁽²⁾ また、

最高裁判所も、八幡製鉄政治献金事件において、議会議院民主主義において政党の果たす重要な役割に着目し、「日本国憲法は政党の存在を当然に予定している」(最大判昭和四五年六月二四日)と判示した。⁽⁴⁾一九八〇年代には、中曽根政権時代に「西ドイツ方式」を参考とする政党法(吉村正試案)の制定が検討された。この試案の政党承認の要件の中に、「革命の防止に寄与するか否か」という文言が含まれる点⁽⁵⁾からも、ドイツの「戦闘的民主主義」が少なからず念頭に置かれていることがうかがえるが、結果的に制定には至っていない。このようにドイツの政党制や、「戦闘的民主主義」は諸外国の憲法、政党制にも影響を与えているといえるであろう。

以上のように、ドイツ連邦共和国の有する政党制は、第二次世界大戦後、東西冷戦構造のなかで「戦闘的民主主義」が実定法化され、諸外国においても取り入れられた制度であるが、近年では、新たな問題としてテロ対策が注目されている。東西冷戦期にも、各国では政治的信条を背景としたテロは多くみられたが、現在では、テロの多様化、国際化が著しくなっている。そのなかで、ドイツの政党制にみられる「戦闘的民主主義」は、再び注目を集め、新たな役割を求められようとしているのである。

(注)

- (1) 田中政寿「軍事独裁国(アルゼンチン、韓国等)に特有の政党法」川村俊夫 宮森繁(監修) 労働者教育協会(編)『解説と資料 政党法』(一九八四・学習の友会) 六一二頁。
- (2) 朝日新聞・二〇〇七年五月三一日朝刊。
- (3) 手島孝『憲法新版』(一九八九・青林双書) 六五頁。

- (4) 手島、前掲書、六七頁。
- (5) 上田誠吉、大野達三（編）『多角研究 政党法とはなにか』（一九八四・新日本出版社）八五頁―八六頁。